江戸川区みどりの基本計画 (素案)

目次

男 草 計画の改定にあたつ (
1. 計画の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 「ともに生きるまち」を目指して	2
4. 計画期間	2
5. みどりの役割	4
6. みどりを取り巻く社会情勢	5
第2章 本区の現状と課題	15
1. 本区の概況	15
2. 区のみどりの現状	22
3. 区民および区の取組	46
4. 区民意識	53
5. 区のみどりの課題	57
第3章 基本方針と目標	61
1. 基本理念	61
2.基本方針	65
3. みどりの目標	67
第4章 みどりの施策	69
1. 施策の体系	69
2. 施策の内容	70
基本方針1 みどりを守る	70
基本方針2 みどりを育む	71
基本方針3 みどりを創る	85
第5章 地域別計画	99
1. 小松川・平井地域	99
2.中央地域	99
3. 葛西地域(北部)	99
4. 葛西地域(南部)	99
5.小岩地域	99
6.鹿骨地域	99
7. 東部地域	99
第6章 計画の実現に向けて	. 100
1. 計画の推進体制	. 100
2. 計画の進行管理	. 101

第1章 計画の改定にあたって

1. 計画の背景

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条の規定に基づくもので、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置として、江戸川区(以下、「本区」という。)の「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」などを定める計画です。また本計画は、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)」の内容を内包する計画とします。

本区では、昭和46 (1971) 年に「区民1人あたり10本の樹木、10㎡の公園面積」を目標に掲げ、 長い年月をかけてみどりのまちづくりに取り組んできました。平成14 (2002) 年5月には、「江 戸川区水と緑の行動指針」を策定し、その後、社会情勢の変化や、区内のみどりの新たな課題に 対応するため、平成25 (2013) 年4月に「江戸川区みどりの基本計画」を策定しています。

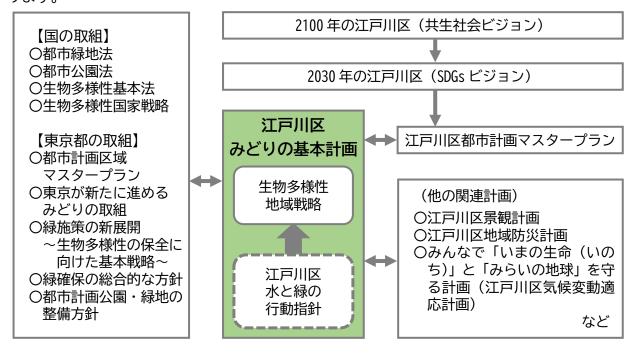
公園や緑地、草地、街路樹、樹林、農地といった多様なみどりに加え、河川や海などの豊富な 水辺環境を有する本区では、みどりの基本計画に基づき、みどりや水辺環境の整備、農地の保全 を行っています。また、区内ではみどりを愛する区民活動が活発に行われており、そのような活 動に対する支援なども行っています。

区による様々な取組や区民との協働の結果、平成元(1989)年に「区民1人あたりの公園面積10㎡(海域含む)」、令和4(2022)年に「区民1人あたりの樹木数10本」を達成しています。さらに、平成30(2018)年には、葛西海浜公園が東京都内で初めて「ラムサール条約湿地」として登録されました。

今回の計画改定にあたっては、本区の上位関連計画に示された方針との整合を図るほか、これまで以上に生物多様性に着目し、社会情勢や法制度の変化、国や都の動向、本区における水とみどりの現況などをふまえて十分に反映させることとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本区の将来都市像を示している「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」および「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」を上位計画としています。また、本区のまちづくりの基本的な考え方を示す「江戸川区都市計画マスタープラン」や国・東京都の関連計画とも連携を図ります。



3. 「ともに生きるまち」を目指して

本区では、令和4(2022)年8月に、「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)(以下、「共生社会ビジョン」という。)及び「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)(以下、「SDGsビジョン」という。)」を策定しました。

「共生社会ビジョン」では、江戸川区のみんなで考える2100年の姿や、本区が目指す「ともに生きるまち」の未来を示しています。また、「SDGsビジョン」では、2030年までに本区が目指すまちの姿を描いています。SDGsの「誰一人取り残さない」という理念が、本区の「ともに生きるまち」の理念と一致することから、その実現に向けて、SDGs17の目標達成を推進しています。

これらのビジョン策定にあたり、「2100年の江戸川区の姿」について区民の皆さまから意見募集を行いました。意見募集で頂いた数多くのご意見は、本計画にも反映させています。





4. 計画期間

本計画の計画期間は概ね10年間とします。

SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと 169のターゲットから構成されています。

SDGs の構造

17 のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平などの解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGs は、これら社会、経済、環境の 3 側面から捉えることのできる 17 のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

SDGs の詳細



●貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困 を終わらせる



②飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び 栄養改善を実現し、持続可能な農業を 促進する



❸すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的 な生活を確保し、福祉を促進する



◆質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い 教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



●ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女 性及び女児の能力強化を行う





●エネルギーをみんなに そしてクリーンに全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



❸働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



●産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭(レジリエント)なインフラ構 築、包摂的かつ持続可能な産業化の促 進及びイノベーションの推進を図る



⑩人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



●住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント) で持続可能な都市および人間居住を実現 する



②つくる責任つかう責任
 持続可能な生産消費形態を確保する





●海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源 を保全し、持続可能な形で利用する

₿陸の豊かさも守ろう

⑥平和と公正をすべての人に



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



持続可能な開発のための平和で包摂的な 社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセ スを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的 で説明責任のある包摂的な制度を構築する



●パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強 化し、グローバル・パートナーシップを活 性化する

5. みどりの役割

都市におけるみどりには、「都市環境改善」、「生物多様性保全」、「防災」、「都市景観や歴史文化形成」、「レクリエーション」などの多面的な機能を総合的に果たし、わたしたちの暮らしを支える重要な役割を担っています。みどりの主な役割は以下のとおりです。

(1) 都市環境改善の機能

みどりは、その蒸散作用によってヒートアイランド現象を緩和する効果を持っています。また、水とみどりがネットワークされた空間は、海からの風を都市に送り込む「風の道」が形成され、都市における暑熱環境の緩和効果があります。温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化の防止、脱炭素社会の実現にも、CO2の吸収源としてみどりが重要な役割を担っています。

写真 イラスト

(2) 生物多様性保全の機能

みどりは、様々な生物の生息場所になっており、都市における生物多様性の確保に大きく貢献しています。公園や緑地、街路樹、水辺、学校や住宅地のみどりなどが繋がることで、豊かな自然が連なる生物の移動経路にもなります。

写真 イラスト

(3) 防災の機能

公園や農地など、みどりのオープンスペースは、地震や水害などの大規模災害時に人々の命を守る重要な防災拠点として機能します。街路樹などの樹木は、火災の延焼防止や、建物の倒壊防止、建物からの落下物の被害軽減などの機能を有し、避難路や緊急輸送路を確保する効果を発揮します。樹木や樹林地などのみどりは、雨水の貯留・浸透機能により、局所的な豪雨による浸水や洪水などの災害を緩和する機能もあります。

写真 イラスト

(4) 都市景観や歴史文化形成の機能

公園や街路樹、水辺などの美しいみどりは、都市景観を形成するうえで重要な役割を果たします。また、名木、大木や屋敷林、農地など、本区の文化や歴史などと深く関わっているみどりは、都市の景観に厚みや風格をもたらし、個性と魅力ある地域づくりに繋がります。

写真 イラスト

(5) レクリエーションの機能

子どもたちの遊び場や、多様な世代の散策、休息の場として、また、余暇活動やスポーツ・健康づくり・自然学習のための活動の場として、公園や水辺などのオープンスペースは重要な役割を担っています。魅力的な公園緑地や水辺空間などは、観光資源としても役立ち、地域のにぎわいや交流を生み出す拠点ともなります。

写真 イラスト

6. みどりを取り巻く社会情勢

国や東京都の動向より、みどりを取り巻く社会情勢のポイントを整理し、計画の改定にあたってはこれらの内容を踏まえます。

(1) 国の動向

近年の社会情勢の変化により、国では、みどりに関する新たな政策の方針などを示しています。また、新型コロナウィルスの流行による新しい生活様式に沿ったまちづくりの必要性や、 持続可能な世界の実現に向けた取組の必要性が高まっています。

① 新たなステージに向けたみどり政策の展開(平成28(2016)年5月)

国土交通省は平成28(2016)年5月に「新たなステージに向けた 緑とオープンスペース政策の展開について」において、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの政策を重視すべきとしています。



これまでの考え方				
・整備、面積の拡大を重視				
・行政主体の整備				
・画一的な都市公園の				
維持管理				

	重視すべき視点	
→	ストック効果を	_
→	高める	
⇒	民との連携を	_
~	加速する	_
_	都市公園の	_
→	柔軟な利用	

これからの考え方
・既存のストック(公園緑地など)を
使うこと・活用することを重視
・区民、NPO、民間などと連携した
活用
・地域と連携し、まちづくりにおい
て都市公園を利用

② グリーンインフラの推進戦略(令和元(2019)年7月)

社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進しています。

今後は、本戦略をふまえ、プラットフォームの創設などグリーンインフラ主流化のための環境整備、推進のための支援の充実など、様々な取組を推進することになっており、これらの支援制度を活用したグリーンインフラの視点を持った地域づくりが求められています。

③ 生物多様性国家戦略(令和5年3月閣議決定)

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。平成24(2012)年に閣議決定された生物多様性国家戦略は令和2(2020)年に計画期間を終え、令和5(2023)年3月に新しい国家戦略が閣議決定されました。

次期国家戦略では、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への総合的対応を明示し、 新型コロナ危機を踏まえた社会の根本的変革に合わせた計画内容となっています。「自然と共 生する社会」を目指し、健全な生態系の確保や生態系による恵みの維持・回復により、自然 資本を守り活かす社会経済活動を広げることを目指します。

④ 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(令和2(2020)年8月)

「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが必要であり、「都市(オフィス等の機能や生活圏)」、「都市交通(ネットワーク)」、「オープンスペース」、「データ・新技術等を活用したまちづくり」の今後のあり方と新しい政策の方向性、「複合災害への対応等を踏まえた事前防災まちづくり」の新しい方向性が示されています。「オープンスペース」については以下に示す方向性が重要となっています。

- ●グリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていく
- ●ウォーカブルな空間とオープンスペースを組み合わせてネットワークを形成する
- ●まちに存在する様々な緑とオープンスペースについて、地域の多様なニーズに応じて柔軟に活用する
- ●災害・感染症等のリスクに対応するため、いざというときに利用できる緑とオープンスペースの整備
- ●比較的長期にわたる日常的な活用など、柔軟かつ多様なオープンスペースの活用の試行、これを 支える人材育成、ノウハウの展開等

⑤ SDGs (Sustainable Development Goals) (平成27 (2015) 年9月)

持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)のうち、「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標13 気候変動に具体的な対策を」「目標14 海の豊かさを守ろう」「目標15 陸の豊かさも守ろう」「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」などが、水とみどりに特に関連する目標となっています。













グリーンインフラとは

グリーンインフラについて説明

(2) 東京都の関連計画

東京都では、国の動向を踏まえた都市づくりや、みどり、水辺に関する独自の方針を示しています。

① 都市づくりのグランドデザイン(平成29(2017)年9月)

2040年代の目指すべき東京の都市づくりの目標を「活力とゆとりのある高度成熟都市」とし、「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を打ち出しています。具体的には、「あらゆる場所で緑を感じられる都市をつくる」、「水辺を楽しめる都市空間を創出する」を施策として掲げています。

② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3(2021)年3月)

都市計画決定の方針の一つに「緑と水の潤いある都市の構築」が示されており、(1)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針、(2)環境負荷の少ない都市の形成に関する都市計画の決定の方針、(3)ヒートアイランド現象の緩和に関する方針、(4)循環型社会の形成に向けた方針が定められています。

③ 生物多様性地域戦略(生物多様性国家戦略閣議決定後に策定予定)

本戦略の計画期間は令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間であり、長期的な目標として、2050年を見据えた将来像を設定しています。

東京都における2030年の目標(案)は「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる(ネイチャーポジティブの実現)」としています。

④ 緑確保の総合的な方針(令和2(2020)年7月)

2040年代の東京の姿に向けた緑施策を計画的に推進していくことを主な目的としており、「既存の緑を守る」、「緑のまちづくりへの取組」、「緑の確保を更に推進する取組」の方針が示されています。

⑤ 都市計画公園・緑地の整備方針(令和2(2020)年7月)

みどりの軸や拠点の中核となる都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた方策を示しています。本整備方針では、水と緑のネットワークの形成・ 充実、災害に強い都市の実現、良好な都市景観の形成、質の高い生活環境の創出、地域の資源を活かした個性ある地域づくりが目標として掲げられており、本区でも東京都と連携した取組が求められています。

⑥ 東京が新たに進めるみどりの取組(令和元(2019)年5月)

「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、 あらゆる場所に新たな緑を創出することで「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさないこ と」を目標としています。今後の取組として主に以下のポイントがまとめられており、本区 は「中枢広域拠点域」および「新都市生活創造域」に位置付けられており、みどりの拠点と 軸の形成、みどりの質の向上、民間と連携したみどりの創出などが求められています。

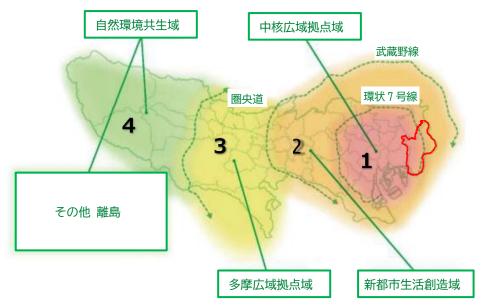


図 地域区分図

(出典:東京が新たに進めるみどりの取組(東京都))

表 都市づくりのグランドデザインで示す4つの地域区分

	衣 都中ラくりのグラフトデリインで示す4つの地域区分			
	地域区分	主な取組		
{	全域	みどりの拠点の形成(都市計画公園・緑地の整備促進) みどりの軸の形成(道路・河川・崖線・丘陵地等) みどりの量的な底上げ(市街地区域全域へ緑化地域の指定促進) 質の高いみどりの保全・創出(市民緑地認定制度の活用促進) 民間が創出するみどり		
	1 中枢広域 拠点域	みどりの拠点の形成(都市開発諸制度等の活用によるみどりの創 出)・みどりの軸の形成		
	2 新都市生活 創造域	環七周辺から環八周辺の緑のネットワークの充実(大規模公園の整備)・営農継続支援・農地の貸借の促進・生産緑地の買取支援・田 園住居地域の指定促進		
	3 多摩広域 拠点域	営農継続の支援・農地の貸借の促進・生産緑地の買取支援・田園住居地域の指定促進・公共が保全するみどり(保全地域等における生物多様性の保全)		
	4 自然環境 共生域	公共が保全するみどり(保全地域等における生物多様性の保全)		

本区の地域区分

⑦ 東京都の水辺空間の魅力向上に関する全体構想(平成18(2006)年2月)

来訪者にも居住者にも魅力的な水辺空間の創造に向け、「水辺のにぎわい」「舟運」「水辺景観」「水辺環境」の視点から取組を展開し、にぎわい拠点の創出や水辺を活かした活動の推進、 舟運ネットワークの強化などの方針が示されています。

(3) 本区の上位計画・関連計画など

本区は、令和3(2021)年5月に、「SDGs未来都市」に選定され、本計画の上位計画においてもSDGsの理念に合致する将来目標を掲げています。また、本区の各種計画は、国や東京都の動向が踏まえられているとともに、近年の本区の特徴や課題を考慮し、新たに策定・改定がされています。

① 2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)(令和4(2022)年8月)

江戸川区のみんなで考える2100年の姿、江戸川区の目指す「ともに生きるまち」の未来を示しており、一人ひとりの個性を大切にしながら、みんながずっと住み続けたいと思える「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を目指します。

② 2030年の江戸川区(SDGsビジョン)(令和4(2022)年8月)

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念と、「ともに生きるまち」の理念が一致していることから、SDGsのゴールである2030年までに、本区が目指す「ともに生きるまち」の実現に向けた目標や、具体的な施策を示しています。

③ ともに生きるまちを目指す条例(令和3(2021)年7月施行)

本条例は、本区、区民及び事業者が目指すまちの姿を示すとともに、区、区民及び事業者の役割を明らかにし、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現することを目的として制定されました。

④ 江戸川区都市計画マスタープラン(平成31(2019)年3月)

「地域力で育む 暮らしやすいまち 活力あふれるまち 江戸川」を将来像とし、将来都 市像の一つとして「水とみどりが暮らしに憩いを与える「快適環境都市」」を掲げています。

⑤ 江戸川区景観計画(平成23(2011)年4月)

「水と緑に育まれた、多様な「江戸川らしさ」を活かした景観まちづくり」を目標としています。

⑥ 江戸川区地域防災計画(令和3(2021)年修正)

震災時の延焼遮断帯、避難場所、防災活動の拠点として、公園などの新設・拡充や維持管理に努めるとしています。また、水と緑のネットワークと防災空間の確保を一層推進することとしています。

⑦ みんなで「いまの生命(いのち)」と「みらいの地球」を守る計画(江戸川区気候変動適応計画)(令和4(2022)年12月)

「自然災害に関する影響への対策」として、親水公園・親水緑道の貯留機能の健全化など、 「健康や生活・共生に関する影響への対策」として、農の風景育成地区の指定などの事業を 示しています。

⑧ 農の風景育成地区(令和5(2023)年4月)

本区でも多くの農地が残っている鹿骨地区の一部が、「農の風景育成地区」として指定されました。本区の貴重な資源である農の風景を育成・保全していくために、本地区を中心として、地域のみなさまとともに農に関する取組を実施していきます。

農の風景育成地区とは

農地は、農作物の生産だけでなく、潤いのある「農の風景」の形成や、災害時の避難空間などとしても役立つ貴重なオープンスペースとして、多面的な機能を有しています。

そこで、東京都では、減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐための「農の風景育成地区制度」を平成23(2011)年に創設しました。

本制度は、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、地域のまちづくりと連携しながら、農の風景を保全・育成していくためのものです。令和5(2023)年現在、都内の5地区が農の風景育成地区に指定されています。

本区は23区中4番目の農地面積を有し、中でも鹿骨地域では農地が多く残っており、区の特産である小松菜や花卉(かき)などが生産されています。一方で、区内の農地面積は年々減少傾向にあり、鹿骨地域でも同様に、今後の農地減少が懸念されています。

本区では、農の風景を守っていくために、農家や農業関係者および区民のみなさまとともに、今後の「農」のあり方についての意見交換や、農家訪問などによる勉強会の開催を行いました。意見交換では、農業振興、担い手の確保、食育、マルシェなどのイベント開催の促進など、様々なご意見を頂戴し、それぞれの立場でできることを考える場となりました。

今後は、農の風景育成地区に指定された鹿骨地域を中心に、意見交換の結果をまとめた「農の風景育成計画書」に基づき、農の風景を守るためのプログラムを展開していきます。

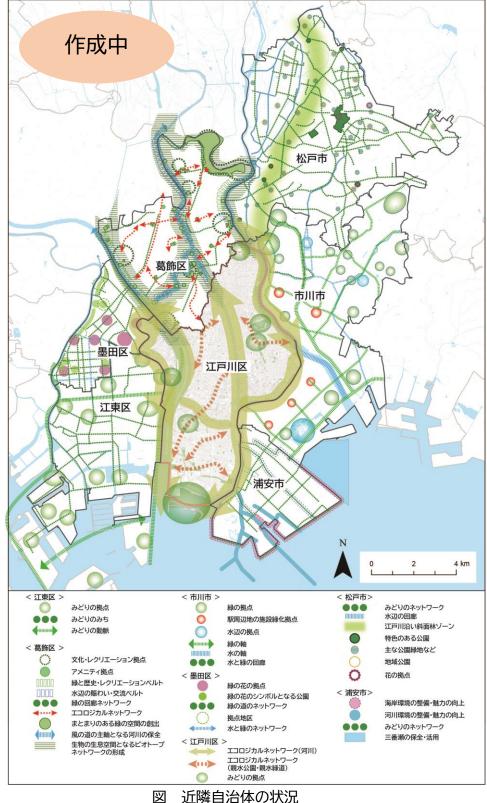
写真 (農家訪問の様子) 写真 (ワークショップ (意見交換会)の様子)

写真 (本区に広がる農地) 写真 (花の祭典)

(4) 近隣自治体の動向

緑地の保全及び緑化推進および生物多様性の保全および持続可能な利用について取組を進 めていくためには、近隣自治体の方針や取組との整合を図りながら、広域的な視点で水とみど りのネットワークや生物多様性への対応、具体的な施策を検討していく必要があります。

ここでは、近隣市の緑の基本計画で示されている水とみどりの拠点および軸やエコロジカル ネットワークを整理します。



义

(5) 本区の生物ネットワーク

「(4) 近隣自治体の動向」に示されている水とみどりの拠点および軸などをもとに、本区におけるエコロジカルネットワークや生物多様性拠点を設定します。周辺自治体とのつながりを踏まえた上で、本区内にある生物の拠点となるような緑地や公園などの拠点を、河川や親水緑道などの軸で繋ぎ合わせます。

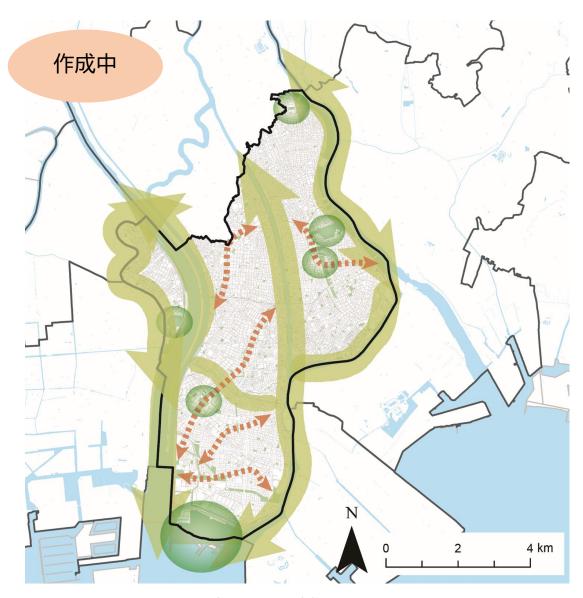


図 本区における生物ネットワーク

生物多様性とは	
生物多様性について説明	

第2章 本区の現状と課題

1. 本区の概況

(1) 位置·地形

本区は、東京都の東側に位置し、面積は49.09km となっています。荒川や江戸川の大河川と東京湾に囲まれ、利根川水系の堆積作用によって形成された沖積平野であり、低く平らな土地が広がっていることが特徴です。

また、区面積の7割が海抜ゼロメートル地帯(地表標高が満潮時の平均海水面よりも低い土地)であり、高潮による浸水被害の危険が高い地域が多くなっています。

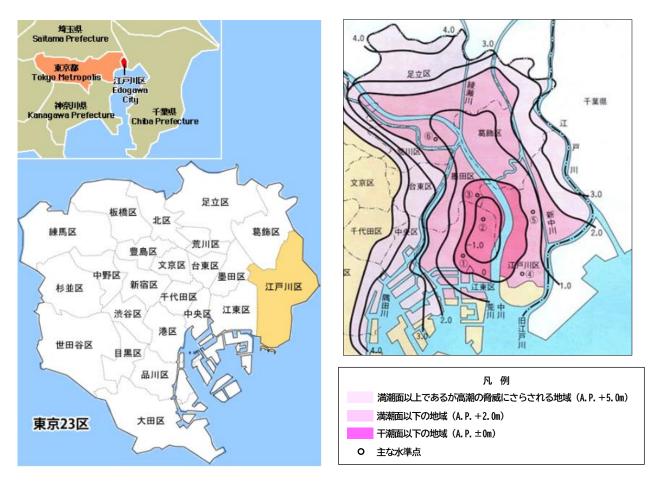


図 本区位置図

図 東京低地の地盤高平面図

(2) 人口

本区の人口は、令和4(2022)年10月1日現在、約69万人となっています。

推計では、令和2(2020)年までは増加傾向が続き、その後減少に転じています。年少人口(0~14歳)は一貫して減少し、生産年齢人口(15~64歳)は令和2(2020)年から令和7(2025)年にかけてピークとなり、以降減少に転じます。一方で老年人口(65歳以上)は令和22(2040)年から令和32(2050)年にかけてピークを迎えます。

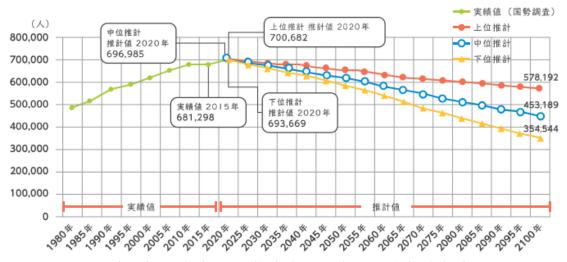


図 本区全体の将来人口の推計(上位・中位・下位推計結果)

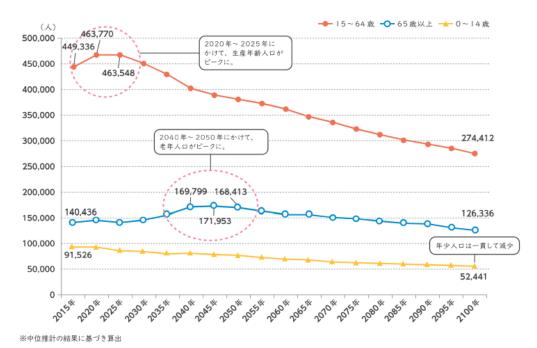


図 年齢3区分別の将来人口推移

(3) まちづくりのあゆみ

本区は、昭和7(1932)年に小松川町・松江町・葛西村・瑞 江村・鹿本村・篠崎村・小岩町が合併し、人口10万人のまちと して誕生しました。また、その地形の特徴から、江戸時代以来、 水田の開発が進み、現在も残る農地の基礎ができあがりまし た。その後、第二次大戦や大規模な台風被害などの苦難の時代 を経て、急激な都市化の時代を迎えます。

昭和30(1955)年代の高度経済成長期、本区では、急速に都市化が進み、自然の破壊、公害、交通災害、ゴミ問題、緑の消失など、多くの環境問題が発生しました。

このような状況の中、昭和46 (1971) 年に「環境をよくする 10年計画」が策定され、「ゆたかな心、地にみどり」を合言葉 に掲げると共に、本区を脅かす様々な環境問題からまちを守 る活動を始めました。

また、土地区画整理事業や都市計画道路などの都市基盤の 整備を進めるとともに、樹木数と公園面積の目標「区民一人あ



稲田の水揚げ (昭和7 (1932) 年・小岩付近)

たり10本10㎡」を掲げ、緑化活動を推進していきました。昭和48(1973)年には全国初の親水 公園である古川親水公園が完成し、その後も水とみどりを活かした快適な環境整備を着実に進 めてきました。

平成11 (1999) 年には地域の特徴を活かしさらなる暮らしやすさや魅力づくりを追求し具体化するため、「江戸川区街づくり基本プラン (都市計画マスタープラン)」を策定しました。このプランに基づき、計画的に土地区画整理事業や都市計画道路の整備などの基盤を整備するとともに、各地域の特性に合せた地区計画によるまちづくりや、密集住宅市街地整備促進事業を活用した防災性の向上を積極的に推進し、災害に強いまちの形成も図っています。

今後は、みどりのまちづくりに加え、小岩駅周辺における市街地再開発事業の実施や、区役 所本庁舎移転構想などにより、さらに発展を遂げていくことが予想されます。



小松川地区の町並み (昭和61 (1986) 年)



整備された街路樹

(4) みどりのあゆみ

本区では、昭和 30 (1995) 年代からの高度経済成長期の急激な都市化により、多くのみどりが失われていきました。また、農業用水や水上交通の役割を担っていた水路は、生活排水の流れるドブ川と化し、区全域が環境悪化の一途をたどっていました。

そのような状況を嘆いた当時の江戸川区と区



葛西地区ゴミ公害

民が手を取り合い、「ゆたかな心、地にみどり」を合言葉に掲げ、街の美化、浄化運動、緑化 運動を推進。本区のみどりのあゆみは、ここから始まります。

樹木数と公園面積の目標「区民一人あたり 10 本 10 ㎡」を掲げ、公園の整備、道路や公共施設への植栽を進めるとともに、苗木の即売会などを通して区民にも庭先やベランダをみどりで飾ってもらうよう、街にやすらぎと潤いをもたらすみどりの確保を積極的に進めてきました。



1万人の美化運動



花と緑の卸売会(小岩駅北口)

また、本区の特徴である豊富な水辺環境を活かし、昭和 48 (1973) 年に、全国初の親水公園である古川親水公園が完成。都会の中では回復不可能と思われていた「清流」がよみがえり、国内外で大きな反響をよびました。

古川親水公園の完成を契機として、昭和49(1974)年に「古川を愛する会」が結成されました。その後、順次整備が進んだ親水公園、親水緑道の完成に伴い、「小松川境川親水公園を愛する会」、「一之江境川親水公園を愛する会」など、沿川の町会・自治会を中心とした「愛する会」が次々を発足し、地域コミュニティの醸成にもつながっています。



かつての古川



古川親水公園完成時(昭和48(1973)年7月)

平成 17 (2005) 年からは、道路や公園、河川の保全、美化活動を区民が主体的に行うボランティア活動「アダプト制度」が開始され、ボランティアの育成や支援、学習会など様々な取組を行ってきました。令和4 (2022) 年のボランティア登録は、総計 10,366 人となり、本区のみどりは、緑化運動が始まった当初から、区民によって支えられてできたものであるといえます。

平成 27 (2015) 年には、「新川千本桜」が完成。江戸情緒あふれる水辺空間と桜並木の整備が行われ、新たな都市空間が形成されています。また、平成 30 (2018) 年 10 月には、葛西海浜公園がラムサール条約湿地に登録されるなど、本区の豊かな自然環境は世界的にも評価されています。さらに、平成元 (1989) 年には、公園面積の目標「区民1人あたり 10 ㎡*」、令和4 (2022) 年には、樹木数の目標「区民1人あたり 10 本」を達成しました。東京 23 区では最大の公園面積を有し、街路樹の1人あたり本数は東京都で最も多くなっていることからも、長年にわたる緑化運動の成果が大きく現れています。

令和2(2020)年には、「緑化運動 50 周年」を迎えました。今後も区民の方々と共に、本区らしいみどりを保全し、創造していきます。

※「区民一人あたり10㎡」の公園面積には、海域も含んでいます。



新川千本桜



フラワーガーデン



ラムサール条約湿地に登録された葛西海浜公園



江戸川区緑化運動 PRマスコットキャラクター「江戸ッキー」

【西暦】

【主な実績】

【時代】【みどりの開発計画】

年代	整備のあゆみ	活動、受賞のあゆみ		環
1970年代	・下水道事業受託開始(S48) ・古川親水公園開園(S48) ・篠崎ポニーランド開園(S50)	・葛西地区ゴミ公害追放総決起大会開催(S45) ・「ゆたかな心、地にみどり」の標語決まる(S45) ・環境部発足(23区で初めて)(S45) ・第1回環境浄化推進中央大会開催(S46) ・樹木数と公園面積の目標「区民1人あたり10本10㎡」を設定(S46) ・緑化推進要綱(S48) ・区の木=クスノキ、区の花=ツツジ(サツキ)決定(S53)	つくる(基礎の整備) 高め	環境をよくする10年計画 大陽と緑の人間都市構造
年代	・小松川境川親水公園開園(S57) ・総合レクリエーション公園 一部開園(S58) ・親水さくらかいどう完成(S63) ・葛西親水四季の道完成(H1) ・平成庭園・源心庵完成(H1) ・葛西臨海公園・海浜公園一部開 園(H1)	・第1回緑のフェスティバル開催 (S59)	高める(基礎をより豊かに)	江戸川区長期計画 (S60) アーバンリゾート推進構造 推進構造
1990 年代	・新長島川親水公園開園(H3) ・新左近川親水公園開園(H5) ・下水道 100%概成(H7) ・一之江境川親水公園完成(H8) ・新中川「健康の道」完成(H10)	 ・公園面積の目標「区民1人あたり10㎡*」を達成(H1) ・公園アイデア検討会(松江公園)の開催(H8) ・第17回緑の都市賞「内閣総理大臣賞」を受賞(H9) 		紀の水辺構想
2000 年代	・大島小松川公園完成(H14) ・小松川千本桜完成(H15) ・本郷用水親水緑道完成(H20) ※親水緑道18路線、 17.68km全線完成 ・新川千本桜整備(H19~)	 ・公園ボランティア登録制度の開始(H13) ・区民参加によるフラワーロートでででででは、 ・花壇コンクールの開始(H13) ・第11回全国川サミットin江戸川開催(H14) ・アダプト制度開始(H16) ・第16回全国川サミットin荒川開催(H19) ・全国花のまちづくり江戸川大会開催(H20) 	育みを感じる(まちを楽しみ活かす)	江戸川区長期計画 (H14) 街づくり基本プラン
2010 年代	・一之江抹香亭開園(H22) ・新左近川親水公園でオリンピッ ク・パラリンピックに向けたカ ヌー場の整備(H31)	・江戸川区景観条例制定(H23) ・善養寺「影向の松」国の天然記 念物に指定(H23) ・「一之江境川親水公園を愛する 会」が「手づくり郷土賞国土交通 大臣表彰」を受賞(H24) ・葛西海浜公園がラムサール条約 湿地に登録(H30)		
2020 年代		・樹木数の目標「区民1人あたり 10本」を達成(R4)		2100 年の江戸川区 (共生社会ビジョン) (R4)

^{※「}区民一人あたり10㎡」の公園面積には、海域も含んでいます。

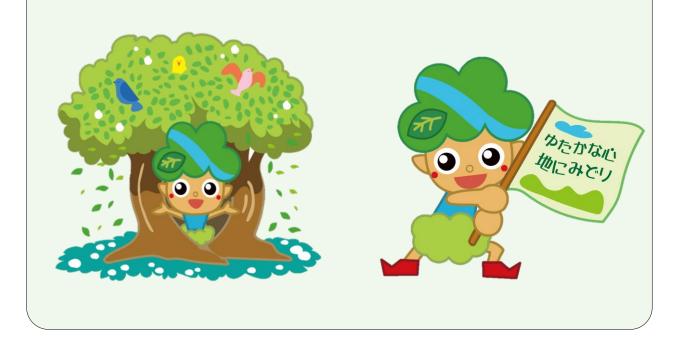
江戸川区緑化運動 PR マスコットキャラクター「江戸ッキー」

江戸川区の緑化運動 50 周年記念事業として、緑の大切さについてさらに区民の方々に関心を持っていただけて、親しみの持てるマスコットキャラクターを募集した結果、238 件の応募の中から決定しました。

江戸川区に生えている大木から生まれた妖精で、頭の一部と洋服を彩る水色は江戸川区に流 れる川をイメージしています。

いつも陽気で、愉快に楽しくステップを踏みながら楽しく江戸川区を緑化しています。

これから江戸川区の緑化運動を未来に向けて更に進めていくために、江戸ッキーもどんどん 活躍する予定です。



2. 区のみどりの現状

(1) 区全体のみどりの量

東京都が概ね5年ごとに実施している「みどり率調査」では、平成25(2013)年と平成30(2018)年を比較すると、樹林や公園・緑地(樹林)などの増加割合が高く、原野・草地などの減少割合が高くなっています。また、平成30(2018)年の緑被率は18.5%、みどり率は30.8%となっています。

表 本区における緑被面積・緑被率及びみどりの面積・みどり率の経年変化

八米五	H25		H30		
分類	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
樹林	380.6	7.8%	396.7	8.1%	
原野·草地	209.0	4.3%	184.0	3.8%	
公園·緑地(樹林)	116.0	2.4%	121.8	2.5%	
公園·緑地(原野·草地)	136.8	2.8%	134.7	2.7%	
農用地(樹林)	6.4	0.1%	6.1	0.1%	
農用地(草地)	1.1	0.0%	2.8	0.1%	
農用地(緑被地以外)	55.8	1.1%	46.6	1.0%	
水面·河川·水路(樹林)	2.6	0.1%	7.8	0.2%	
水面·河川·水路(草地)	13.6	0.3%	8.9	0.2%	
緑被面積·緑被率	922.0	18.8%	909.5	18.5%	
公園·緑地(水面)	26.8	0.6%	26.7	0.5%	
公園·緑地 (緑被地·水面以外)	104.1	2.1%	104.2	2.1%	
水面·河川·水路 (緑被地以外)	472.7	9.6%	472.3	9.6%	
みどりの面積・みどり率	1,525.6	31.1%	1,512.7	30.8%	

H25→H30			
面積(ha)	割合(%)		
+16.1	+0.3%		
-25.0	-0.5%		
+5.8	+0.1%		
-2.1	-0.1%		
-0.3	0.0%		
+1.7	0.0%		
-9.2	-0.2%		
+5.2	+0.1%		
-4.8	-0.1%		
-12.5	-0.3%		
-0.1	0.0%		
+0.1	0.0%		
-0.4	0.0%		
-12.9	-0.3%		

※端数処理を行っているため、合計値が一致していない場合があります。

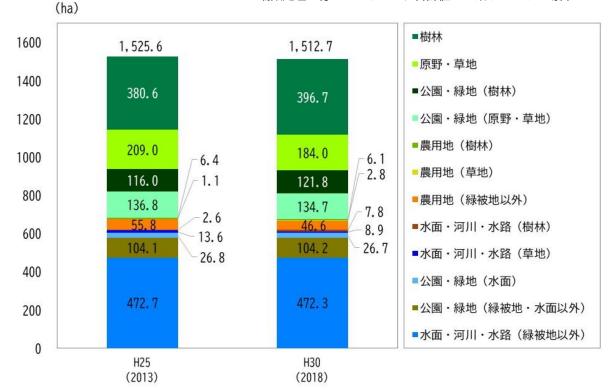


図 みどりの面積の推移

(出典:平成25(2013)年、平成30(2018)年東京都調査)

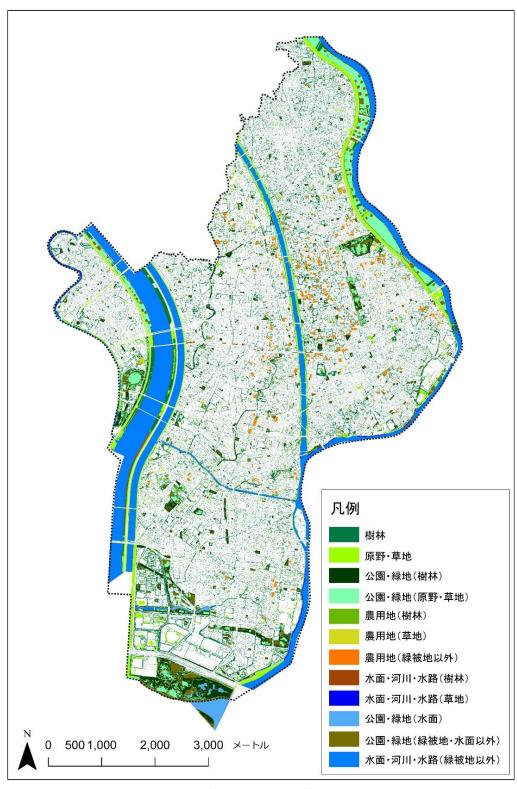


図 本区のみどりの状況 (出典:平成30(2018)年東京都調査)

緑被率・みどり率とは

緑被率は、特定区域の面積に対して緑被地が占める面積の割合を示したものであり、 平面的な緑の量を把握するための指標となります。緑被地とは、樹木や芝生等で覆われ た土地のことで、樹木被覆地、草地、屋上緑地をあわせたものです。

みどり率は、特定区域の面積に対して樹林地、草地、宅地内の緑(屋上緑地を含む)、 公園、街路樹、河川、水路等が占める面積の割合を示したものです。緑被率に「公園内 の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面が占める割合」を加えたものがみ どり率となります。

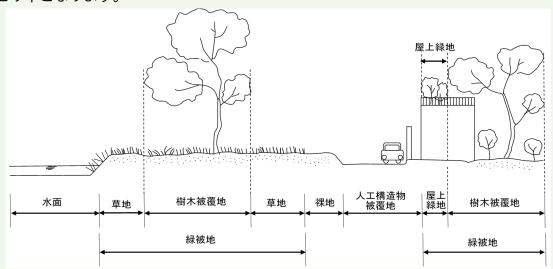


図 緑被地等の概況

表 緑被地等の分類

樹木被覆地	樹木、樹林に覆われた土地。樹冠投影部分
草地	草本類に覆われた土地
裸地	人工構造物や樹木等で被覆されておらず、土壌が露出している土地
水面	河川や湖沼(プールは除く)の水部
屋上緑地	建物の屋上部や人工地盤上にある樹木または草地

<u></u>	樹林地が占める割合	<u>†</u>
緑	草地が占める割合	
us/	農地が占める割合	み
被	宅地等の緑が占める割合	ど
率	道路の緑が占める割合	ιj
	公園が占める割合	
	(公園内の緑で覆われている面積の割合)	率
	(公園内の緑で覆われていない面積の割合)	
	河川等の水面が占める割合	

図 緑被率とみどり率の関係(出典:「緑の東京計画」(平成12(2000)年12月(東京都))

(2) 公園の現状

① 公園の整備、拡充

令和4(2022)年時点では、495箇所、366ha、区民1人当たりの公園面積は5.31㎡となっています。なお、海域を含む場合、496箇所、777ha、区民1人当たりの公園面積は11.3㎡となり、「区民一人あたりの公園面積10㎡」という目標を達成しています。

前計画策定時(平成25(2013)年)から令和4(2022)年までの間で、陸域のみの公園面積は年平均0.87haずつ増加しており、年々公園の整備や拡充は進んでいます。

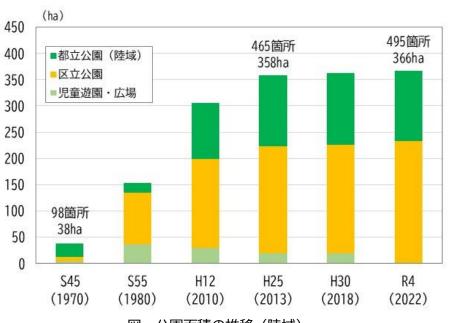
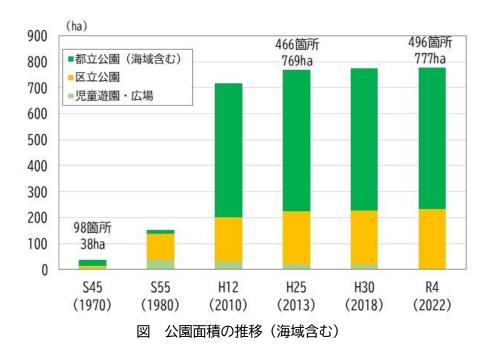


図 公園面積の推移(陸域)



※令和4(2022)年4月に「江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例」が廃止され、児童遊園・広場は、条例上区立公園に分類分けされています。

② 公園のバリアフリー化

区立公園では、「江戸川区立公園等移動円滑化条例」に基づき、公園の出入口の段差解消などの公園施設のバリアフリー化を進めています。また、平成3 (1991) 年から障害者団体との意見交換会を毎年実施し、実際に公園などを利用する方からの要望を反映するように努めています。

令和5(2023)年2月時点で、区立公園の76.7%で入口のバリアフリー化が完了しています。

③ 公園施設の整備状況

令和4(2022)年時点では、面積1,000㎡以上の公園のうち約8割は、遊戯施設や休養施設、広場などの複合施設が整備されています。500㎡未満の公園のうち複合機能のあるものが、前計画策定時の30.0%から60.0%となっており、小規模公園の整備も進んでいます。

※複合的な機能を有する公園…遊戯施設と休養施設が共に含まれている公園

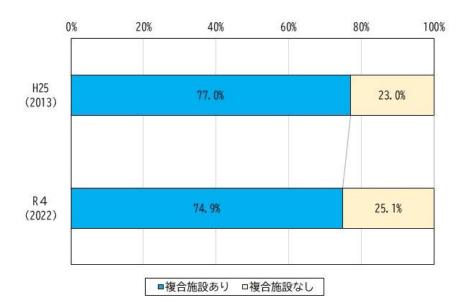


図 公園の規模と機能の関係(1,000㎡以上の公園)

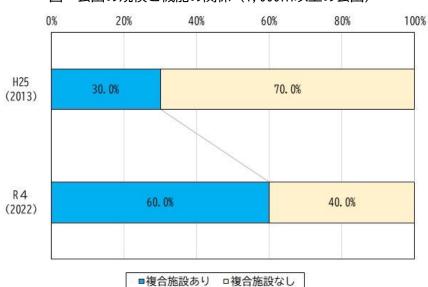


図 公園の規模と機能の関係(500㎡未満の公園)

④ 規模別の公園状況

前計画策定時と令和4(2022)年時点では、公園規模別の割合はほぼ変わっていません。 1,000㎡以下の公園が50%と半数を占め、1 ha以上の公園は6%となっています。

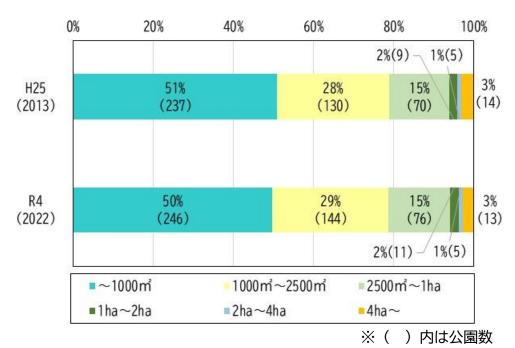


図 規模別の構成比(箇所数)

⑤ 整備経過年別の公園の状況

前計画策定時から令和4(2022)年時点では、整備後30年以上が経過する公園が増加し、57%から69%となっています。平成25(2013)年以降、密集住宅市街地整備促進事業などに伴い改修した公園は全22箇所となっています。



※()内は公園数

図 整備経過年区分ごとの公園割合

⑥ 所有区分別公園の状況

前計画策定時では、69箇所の公園、令和4(2022)年時点では、58箇所の公園で所有区分が民有地となっています。平成25(2013)年から令和4(2022)年までで、所有区分が民有地となっている公園は11箇所減り、区有地となっている公園は46箇所増加しています。

表 区立公園の所有区分別の公園現況

				ロビカがジム国列が	
	H25		R4		
	公園数	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	
国有地	28	959,838	25	953,375	
都有地	74	229,811	72	229,146	
区有地	290	978,363	336	1,099,636	
民有地	69	65,372	58	55,804	
合 計	461	2,233,384	491	2,337,962	

H25→R4	
公園数	面積(m²)
-3	-6,463
-2	-665
+46	+121,273
-11	-9,568
+30	+104,578

[※]令和4(2022)年4月に「江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例」が廃止され、児童遊園・広場は、条例上区立公園に分類分けされています。

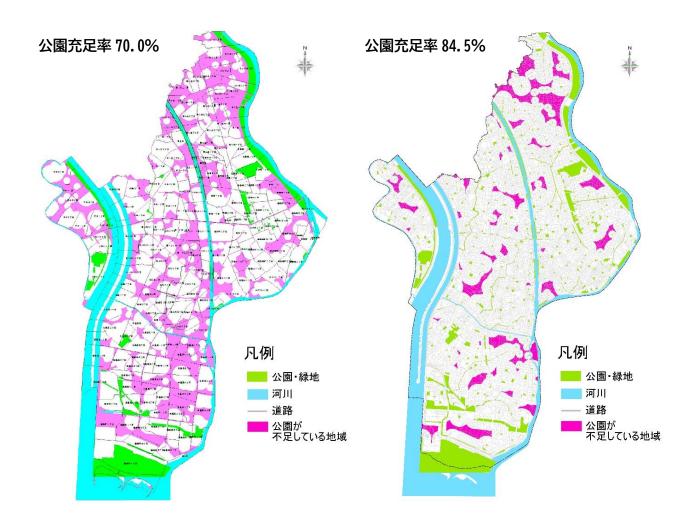
⑦ 公園配置

公園配置の状況として、「1,000㎡未満の公園から半径100m、1,000㎡以上の公園の外周から半径250m、対象河川(江戸川、荒川、旧江戸川(一部除く)、中川、新中川、旧中川、新川)の河川緑地の外周から半径100mの圏域を描き、圏域の中に含まれない地域」を身近な場所に公園が不足している地域としています。

公園数の増加などにより、公園の充足圏(図面の白色部分)は増加しています。

図 平成25(2013)年時点の公園配置状況

図 令和4(2022)年時点の公園配置状況



※前計画では公園のみを対象に充足率を求めていましたが、現状の公園・緑地の利用状況を踏まえ、本計画では「親水公園」と「河川緑地」も対象としています。

地域で育む

『みんなのこうえん』プロジェクト



江戸川区は、身近な公園が「**地域の庭**」として活発に使われ、地域の皆さまの日常や暮らしの中に溶け込むことを願っています。

「みんなのこうえん」は、地域の皆さまによる利用ルールづくりや公園運営によって、より使いやすく魅力的な公園づくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化を目指しています。



「ゲスト」から「キャスト」へ、地域の皆さまが主役となり、誰もが笑顔になれる公園づくりとして幅広く活動していただけるよう、サポートします!

公園でなにができるの?

『公園でやりたいこと』を話し合いましょう!

どうやって実現しよう?

皆さんがキャストとして活動しませんか?

自分たちだけでできるかなぁ?

最初は、区が一緒に行動するなどお手伝いします。

さあ、『みんなのこうえん』を楽しもう♪

準備ができたら、『みんなのこうえん』で活動しましょう!



公園のあり方について

本区では、「ゆたかな心、地にみどり」を合言葉に、区民一人当たり樹木数10本、公園 面積10㎡を目標に掲げ、整備を推進してきました。

しかし、コロナ禍でのライフスタイルをはじめとする社会情勢の変化や、利用者の年齢、公園のあり方の変化など、公園や緑地に求められる機能は年々変化しています。

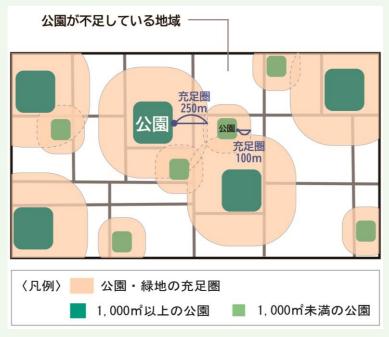
これらの状況を踏まえ、公園をより快適に利用していただけるよう、「公園のあり方」 について遊具や手洗所、防災設備などの配置について検討を行いました。

体系図
規模の考え方
遊具の設置ルール・公園イメージ

公園の充足についての考え方

〇公園充足率とは

公園の充足圏とは、公園や緑地の外周から100mもしくは250mの圏域のことです。また、 公園充足率とは、本区の面積に対して、充足圏が占める割合のことです。



身近な公園には、子ども達が遊ぶための遊具やベンチ等の休養施設、様々な用途に使える広場など、複合的な機能を備えていることが求められます。公園の実態調査(平成22年度実施)結果から、面積がおおむね1,000㎡以上の公園では、このような複合的な機能を有し、休息や散歩、遊具を使った遊びなど、様々な利用がなされている公園が多いことを再確認しました。本区では、身近な公園である街区公園(街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園)の面積について、最低限1,000㎡以上確保する方針を立てています。

なお、1,000㎡以上の公園整備が難しい地区に関しては、1,000㎡未満の公園を多く整備することで、身近な場所にできるだけ多くの公園を配置することとしています。

現時点で公園の充足圏に入らない地域(公園が不足している地域)については、周辺の 状況を考慮しながら公園整備を積極的に進めていきます。

○充足圏の設定について

都市公園法運用指針において街区公園は参考として誘致距離標準を250mとしています。本計画においてもこの考え方を踏襲し、1,000㎡以上の大きな公園については250mの充足圏を設定します。また、本区では300㎡程度の公園が多く、これらの公園は3園合わせることで1,000㎡以上の公園と同等の機能を有するとみなせることから、充足圏は1,000㎡以上の公園のおよそ1/3の100mと設定します。

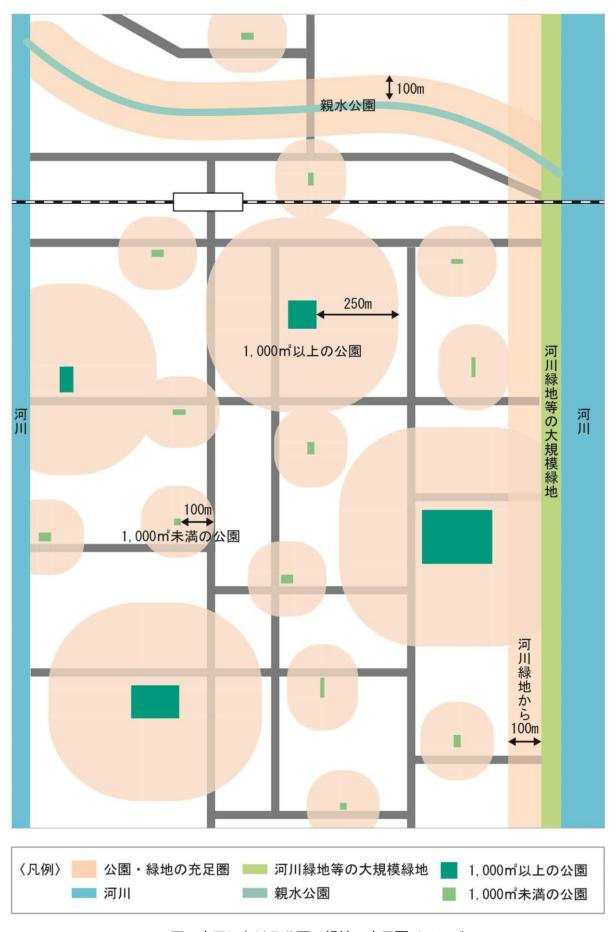


図 本区における公園・緑地の充足圏イメージ

⑧ 広域避難場所

本区の広域避難場所の指定状況は、以下の図面の通りです。区北部では、区内の避難場所から2km以上離れる地域(図面白塗り部分)が見られます。

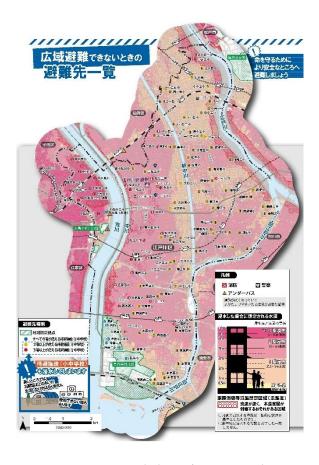


図 江戸川区水害ハザードマップ

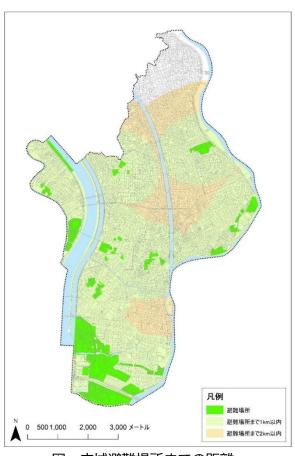


図 広域避難場所までの距離 (出典:東京都都市整備局HP)

(3) 樹木の現状

① 樹木数

前計画策定時では、樹木数約625万本、一人あたり約9.2本でした。令和3(2021)年時点では、 樹木数約690万本、一人あたり約10.3本となっており、「区民一人あたりの樹木数10本」という 目標を達成しています。

② 街路樹数

区内の街路樹本数(高中木・親水緑道含む)は、令和4(2022)年時点で約6万1千本です。

③ 保護樹

前計画策定時では、約350本、令和3(2021)年時点では、280本の樹木が保護樹に指定されています。毎年、登録本数より解除本数が上回り、全体的に減少傾向が続いています。解除理由としては、自宅の建替えによる伐採や管理不足による枯死が多くなっています。



図 保護樹指定本数の推移

(4) 農地の現状

① 農地面積

令和3(2021)年時点では、宅地化農地(16.3ha)と生産緑地(34.5ha)を合わせて50.8ha の農地が存在しています。前計画策定時から令和3(2021)年までの10年間では、全体で12.9ha 減少しており、減少傾向が続いています。一方で、本区では生産緑地を買い取り、公園として整備する取組を進めています。農地を守ることと並行して、農地の新たな活用についても積極的に検討していきます。







写真 公園として整備された元生産緑地の一例(一之江ももこの郷)

② 農業後継者

平成27(2015)年では、農業後継者のいる戸数は48戸まで減少しています。また、平成27(2015)年には全員が50歳以上となっていることから、農業後継者の高齢化が進んでいます。

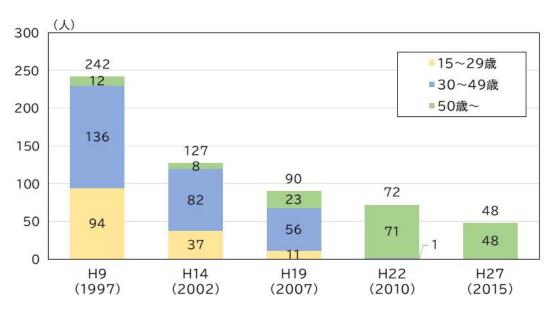


図 農業後継者の推移

いろいろな農地の種類

●生産緑地

生産緑地は、農地等が持つ緑地機能に着目して、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る地区で、都市計画法(第8条第1項第14号)に基づく地域地区の一つです。

指定後は原則として、30年間農地としての管理が義務付けられ、建築物の建築等が制限されます。なお、市街化区域内の農地は宅地並み課税となりますが、生産緑地地区は税制上の措置として農地課税となります。

●特定生産緑地

生産緑地は、指定後30年が経過すると、いつでも買取申出が可能となり、固定資産税の税制特例措置(農地課税)が段階的に解除されます。生産緑地に指定後30年を経過した以降も農業を続ける場合は、特定生産緑地の指定を受けることで引き続き10年間、固定資産税の特例措置を受けることができます。また、生産緑地と同様に原則として10年間は農地としての管理が義務付けられ、建築物の建築等が制限されます。

●宅地化農地

市街化区域内の農地のうち生産緑地以外の農地のことです。宅地化する農地に対しては、固 定資産税の宅地並み課税、相続税の納税猶予制度の不適用といった措置が取られ、宅地化の促 進が図られています。

(5) 水辺の現状

本区には7つの河川(荒川、中川、江戸川、旧江戸川、新中川、旧中川、新川)、5つの親水公園(9.6km)、18の親水緑道(17.7km)があり、区民の憩いの場として機能しています。

新左近川親水公園では、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたカヌー場の整備も 行い、機能の拡大などが見られる水辺空間もあります。

また、葛西臨海公園の隣接地には、国内初の人工カヌー・スラローム会場が整備され、東京 2020オリンピック・パラリンピックでは、カヌー(スラローム)競技の会場として使用されました。水上スポーツやレクリエーションの場としての水辺の利活用が進んでいます。



図 区内の水辺空間

(6) 動植物の生息状況

河川や海岸、緑道などが豊富な本区においては、そこで生息する動植物も多種多様です。 本区では、貴重な自然環境の保全や次世代の環境保全に役立たせることを目的として、毎年 河川や海域などを中心に水辺環境調査を実施しており、平成30(2018)年には親水緑道での生 物調査を実施しました。

国内で絶滅が危惧されている種や、希少な在来種などの重要種が確認されている一方で、生態系に被害を与える外来種も確認されています。以下に、各調査の結果を整理します。

① 河川や海域で見られるいきもの

毎年実施している水辺環境調査では、河川や海域などに生息・分布している「植物・鳥類」と「魚類・底生動物(水中や水辺に住んでいる貝やエビ、カニ、水生昆虫)」の調査を実施しています。近年の調査結果は、下表のとおりです。

コアジサシは前計画策定時には繁殖が確認されていましたが、年々確認される数が減少しています。ミゾコウジュやウラギク、タコノアシなどの希少な在来種は現時点でも生息が確認されています。

また、平成30 (2018) 年10月に、葛西海浜公園が東京都内で初めて「ラムサール条約湿地」として登録されました。葛西海浜公園では、毎年、スズガモやカンムリカイツブリをはじめ多くの渡り鳥が越冬や休息のため飛来します。このほか、クロツラヘラサギなどの世界的に希少な野鳥やミサゴやトウネンなど東京都で絶滅が危惧されている野鳥も飛来しています。さらに、東なぎさ(干潟)は、トビハゼの重要な生息地の一つとして良好に維持されています。河川では絶滅が危惧されているミナミメダカやニゴイの生息もみられました。

平成28 平成29 平成30 令和2 令和3 令和元 (2016) 年 (2017) 年 (2018) 年 (2019) 年 (2020)年 (2021) 年 江戸川 新中川 荒川 荒川 江戸川 調査場所 旧江戸川 新中川 東なぎさ 東なぎさ 東なぎさ 旧江戸川 東なぎさ 植物 385種 356種 379種 385種 263種 450種 種数 鳥類 131種 119種 105種 114種 34種 45種 重要 植物 9種 8種 9種 5種 6種 22種 種 鳥類 97種 53種 26種 26種 17種 22種

表植物・鳥類の調査結果

※重要種:環境省レッドリスト、東京都レッドリストに記載されている種

表 魚類・底生動物の調査結果

		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
		(2016)年	(2017) 年	(2018) 年	(2019) 年	(2020)年	(2021)年
調査場所		荒川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	新中川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	江戸川 旧江戸川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	荒川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	新中川	江戸川旧江戸川
	魚類	19種	18種	29種	19種	7種	
種数	底生 動物	35種	27種	50種	36種	9種	27種
	魚類	8種	8種	12種	9種	2種	
重要種	底生 動物	9種	13種	16種	12種	5種	10種

写真 (タコノアシ) 写真 (トビハゼ) 写真 (トビハゼ)

② 親水緑道で見られる生き物

平成30 (2018) 年に、計17箇所の親水緑道で生物調査を実施し、区内の親水緑道だけでも 92種もの生物が確認されています。

生物の隠れ家や住処となるような水生植物が多く生息している地点や、石組などが設置されている地点には、多種多様な生物が確認される傾向にあります。メダカやウナギなどの希少生物が確認された一方で、アメリカザリガニやブルーギルなどの外来種が多い親水緑道もありました。

調査を実施した親水緑道と、確認された種(一部抜粋)及び種数は以下の通りです。 表 調査結果

	親水緑道名	確認された種 (一部抜粋)	確認された 種数
1	下小岩親水緑道	 ・モツゴ ・コイ(外来種)	10
2	親水さくらかいどう	・シオカラトンボ ・オイカワ	8
3	葛西親水四季の道	・メダカ(重要種) ・ヤマトシジミ(重要種) ・アベハゼ(重要種)	15
4	西小岩親水緑道	・ヒメタニシ ・キンギョ(外来)	14
5	鹿本親水緑道	・メダカ(重要種) ・テナガエビ ・ニゴイ(重要種)	15
6	上小岩親水緑道	・スジエビ ・オイカワ	14
7	興農親水緑道	・ヌマチチブ ・テナガエビ	15
8	流堀親水はなのみち	・モツゴ ・シマトビケラ	17
9	仲井堀親水緑道	・ヤマトシジミ(重要種) ・ボラ	10
10	篠田堀親水緑道	・アメリカザリガニ (外来種) ・サホコカゲロウ	18
11	鎌田川親水緑道	・シオカラトンボ ・クロベンケイガニ	16
12	鹿骨親水緑道	・ブルーギル(特定外 来) ・モツゴ	20
13	左近川親水緑道	・二ホンウナギ(重要種) ・ミミズハゼ(重要種) ・ヤマトシジミ(重要種)	48
14	本郷用水親水緑道	・コイ(外来) ・ヒメタニシ	19
15	椿親水緑道	・ニゴイ(重要種) ・ボラ	15
16	東井堀親水緑道	・ヤリタナゴ(重要種) ・ドジョウ	22
17	宿川親水緑道	・ヤマトシジミ(重要種) ・マハゼ	16
	合 計	_	292種 (92種)

③ 河川や親水公園・緑道などにおける生き物の分布 生き物の分布図 (生き物調査結果を基に分布図を作成) (地理的評価含む)

(7) 民有地などの緑化の現状

本区では、「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」(以下、「住宅等整備基準条例」という。)に基づいたみどりの創出を継続して実施しています。平成25(2013)年から令和4(2022)年までに、開発などに伴い、計27.5haの緑地面積が創出されています。また、良好な景観の形成を図るため、平成23年に「江戸川区景観計画」を策定し、4地区を景観地区として都市計画決定しました。さらに、区内の50地区で地区計画を策定し、緑化に努めています。

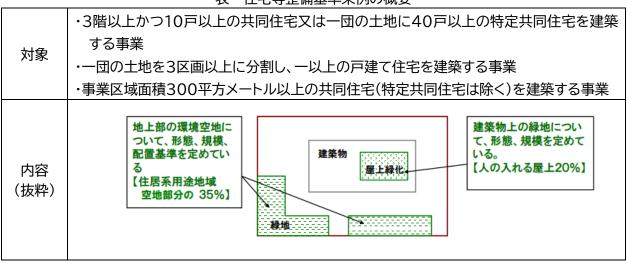


表 住宅等整備基準条例の概要

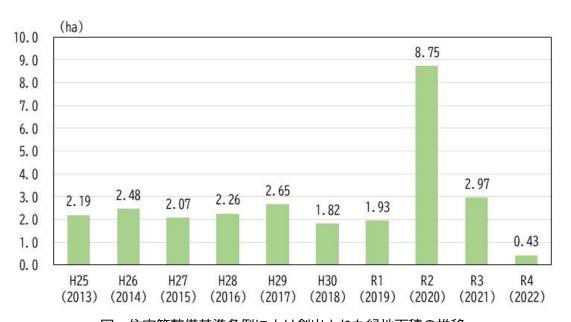


図 住宅等整備基準条例により創出された緑地面積の推移

※公共施設の建替えなどにより創出された緑地面積も含まれる

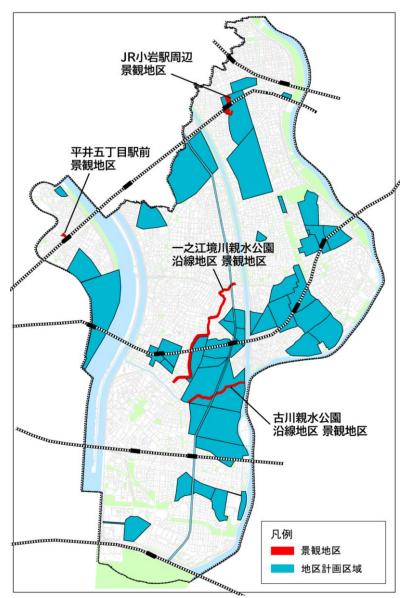


図 景観地区・地区計画の指定状況

写真 (景観地区) 写真 (地区計画)

写真 (住宅等整備基準条例)

3. 区民および区の取組

(1) 区民の取組

本区では清掃や美化運動に努めてまいりましたが、行政の力だけで区内すべてのごみをなく し、植栽をいつもきれいに維持することは難しいのが現状です。

公園や道路、水辺などの身近な公共スペースを自分たちの財産としてより良い環境にしていただくため、ボランティア(アダプト制度)による清掃活動などを行っています。

アダプト活動登録者数は、前計画策定時では、285団体・303個人・総計8,501人、令和4(2022)年時点では、403団体・307個人・総計10,366人が登録されています。個人、団体、企業、商店会など、様々な主体が周辺のみどりや公園に関心を持ち、ボランティアなどへの活動参加者は年々増加しています。

以下に、区民の取組の一例を示します。

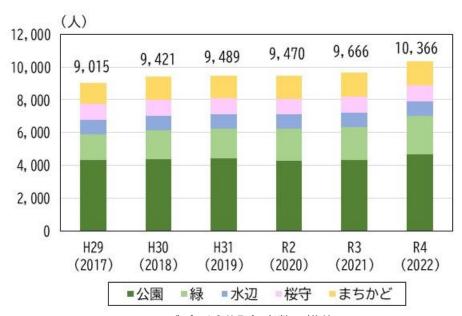


図 アダプト活動登録者数の推移

① 公園・緑のボランティア

区内の公園や緑地において、個人、市民団体、商店会、企業、保育園・幼稚園や小中学校など、多くの方々が公園ボランティアとして活動し、みどりあふれる公園や街なかの整備を行っています。活動内容は参加いただく方によって様々ですが、公園や緑地での花の植え付けや、まちなかに設置されているプランターの維持管理をはじめとして、清掃活動など、幅広い活動がなされています。

写真(保育施設)

写真(個人)

写真 (市民団体)

写真 (商店会) 写真 (企業)

② 水辺のボランティア

本区には、一級河川が7河川あり、親水公園、親水緑道が豊富に整備されています。「自分たちのまちをもっと良くしたい」という地域への愛着から、区内の各河川や親水公園でボランティア活動が行われています。水辺のボランティアは、清掃や環境学習などの活動を実施しています。以下は区内で発足された「親水公園・親水緑道を愛する会」の一部を抜粋したものです。

表 水辺のボランティア (抜粋)

団体名	内容
小松川境川親水公園を愛する会	・小松川境川親水公園を愛する会は、「小松川境川親水 公園」を守り、愛することを通して、心がふれあう ふるさとづくりを目的として結成。 ・毎年夏には、「早朝清掃」「金魚すくい大会」などの行 事を開催。
一之江境川親水公園を愛する会	・一之江境川親水公園を愛する会は、「一之江境川親水 公園」をこよなく愛し、その清流を守り、子々孫々 にまで受け継いでいくことで、心のふれあうふるさ とづくりを目的として結成。 ・毎年夏には「早朝清掃」「自然観察会」、秋には「秋 の虫の歌声鑑賞会」などの行事を開催。
篠田堀親水緑道を愛する会	・篠田堀親水緑道を守り愛することを通して、心のふれあうふるさとづくりを目的としている。 ・毎月1回清掃活動を行う。

写真 (小松川境川親水公園を愛する会)

写真 (一之江境川親水公園を愛する会)

写真 (篠田堀親水緑道を愛する会)

③ 桜守のボランティア

「桜の輪 母校の桜を育てようプロジェクト」として、平成26(2014)年から北小岩小学校で年5回にわたり桜の授業を実施しています。1年間で、桜の花数調査、桜の健康管理について、害虫の予防策、桜のストラップづくりなど、様々な桜に関する授業を行います。

写真 (桜守ボランティア) 写真 (桜守ボランティア)

④ まちかどボランティア

区内の各地域で、自分たちのまちをもっときれいにしたいという思いから、道路の清掃や 点検、ポケットパークの手入れなど、多くの方が「まちかどボランティア」を行っています。

> 写真 (まちかどボランティア)

写真 (まちかどボランティア)

(2) 本区の取組

本区では、NPO法人などと連携しながら、みどりのまちづくり活動に関わるボランティアの育成や学習会、イベントなど、様々な取組を行っており、区民のボランティア活動を積極的に支援しています。また、生物多様性確保や、地球温暖化・ヒートアイランドの対策、循環型社会の実現に向けた取組など、様々な視点で継続的に取組を実施しています。

表 本区やNPO法人などによる取組

	取組	内容	主体	
	公園ボランティアの 育成支援	ボランティア活動に興味を持った区民に 対し、講座、講習会などを実施。	江戸川区 (水とみどりの課)	
人材育成	ウェルカム ガーデン活動 地域住民と一体となって身近なみどりを 育む「花いっぱい運動」の支援と普及啓発 の拡大を図る。		えどがわ環境財団	
	花とみどりの環境学習	環境教育冊子を活用し、これまで区民と協働で進めてきた緑化事業の歴史や、これからの未来に向けた取組み、豊かな自然環境で学ぶ環境教育を実施。	えどがわ環境財団	
	エコアクション 講座	多くの区民が環境について学び、自ら環境に配慮した行動を起こすきっかけづくりの場としていくことを目的とする。また「エコタウンえどがわ」を実現するため、地域における環境活動を率先して実践できる人材を育成する。	NPO法人	
	21世紀子ども 放課後環境学習 すくすくスクールの子ども達を対象に、ゲ ームをしながら環境について学んでもら うことを目的として活動。		NPO法人	
	小中学校における 出前授業の実施	学校向けの環境学習プログラムを、総合学習の時間やPTAの集まりなどで「出前授業」として提供。	NPO法人	
	学校農園をとおして、児童・生徒への食育、 環境教育などの充実を図ることを目的と する。小学校9校で学校農園(借地など利 用)設置済み。		教育委員会事務局	

	取組	内容	主体
	水辺環境調査	荒川、江戸川、新中川、葛西沖の水辺環境 調査や、親水緑道、親水公園における自然 環境生物調査を実施。	江戸川区 (気候変動適応課)
 	河川海岸のクリーン作戦を通じて自然環 自然復元・再生事業 境の復元を推進。絶滅種や生物多様性に関 する啓発を推進。		NPO法人
生物多様性の確保	荒川クリーンエイド	荒川のゴミを数えながら拾うことを通じて、自然環境の回復と荒川に集い思いを寄せる人々の交流を作り出す活動。	NPO法人
確保	東なぎさクリーン作戦	普段は立ち入り禁止区域の葛西臨海公園 「東なぎさ」に船で渡り、漂着ごみのクリ ーンアップを行う。ごみ拾い後は自然観察 会を実施。	NPO法人
	東なぎさ生物調査	葛西海浜公園東なぎさに生息する生物を 継続的に調査・把握するため、鳥類調査、 底床生物調査を実施。	NPO法人
近	生ごみリサイクル 発泡スチロール箱と手作りコンポストを 講習会 使用した楽しい生ごみ堆肥作り。		NPO法人
循環型社会の実現	緑の3R (リサイクル・リユー ス・リデュース)	えどがわ環境財団	
規	寄贈樹木の受入れ・ 植栽推進	一般家庭などから寄贈された樹木を公園 などの公共施設へ移植し、区の財産として 保全・活用。	江戸川区 (水とみどりの課)
地	みどりのカーテン モニター講習会	モニターを募り、みどりのカーテンを広め る活動。 講習会と年2回のアンケートを実施。	NPO法人
地球温暖化やヒー	もったいない運動 えどがわ	地球温暖化防止のための省エネ活動。例えば給食を残さず食べる、電気をこまめに消す、レジ袋をもらわないなどの行動にみんなで取り組む活動。	NPO法人
ートアイランド対策	グリーンプラン推進校	えどがわエコセンターと協働し、園・学校における環境学習を推進するモデル校。 えどがわエコセンターからは各種情報の他、教材教具などの費用を学校に提供し、学校での環境学習が充実するよう支援を実施。令和2(2020)年時点で、小学校13校、中学校3校がモデル校に指定。	NPO法人

写真(人材育成)	写真 (人材育成)
写真	写真
(生物多様性の確保)	(生物多様性の確保)
写真	写真
(循環型社会の実現)	(循環型社会の実現)
写真 (地球温暖化やヒートアイランド対策)	写真 (地球温暖化やヒートアイランド対策)

4. 区民意識

本区では、昭和51(1976)年から「江戸川区民世論調査」を実施しており、近年では、概ね2年ごとに調査を実施しています。以下(1)に、抜粋した世論調査結果を整理します。

また、令和3(2021)年4月~5月に、区が目指す2100年の「明るい未来」について意見募集を行う「みんなのえどがわ大会議」が実施されました。「広報えどがわ」や区ホームページなどを通じて、区内外のたくさんの方々から、約8,000件のご意見を頂戴しました。本意見募集で頂いた主なご意見については、以下(2)に整理します。

(1) 江戸川区民世論調査

① 公園や緑化などに関する満足度の経年変化

「公園・水辺」、「緑化」、「街の景観」の満足度*をみると、「公園・水辺」に対する満足度が最も高くなっており、平成24(2012)年から令和3(2021)年までで1.1ポイント増加しています。また、3項目全てにおいて、平成24(2012)年から令和3(2021)年の間で満足度は向上しているものの、大きな増加は見られません。

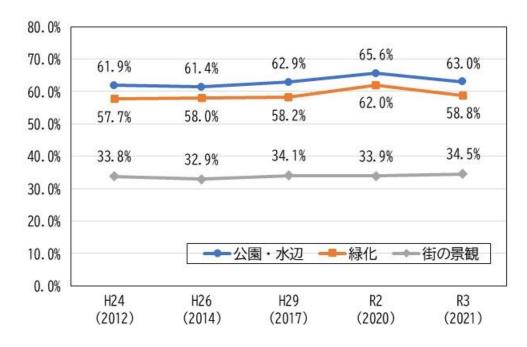


図 公園や緑化などに関する満足度 (「満足」と「やや満足」の合計)の経年変化

※満足度・・・「満足」と「やや満足」と答えた割合の合計

地域別にみると、各地域同様の傾向が見られ、満足度が最も高いのは葛西地域、最も低いのは小岩地域となっています。

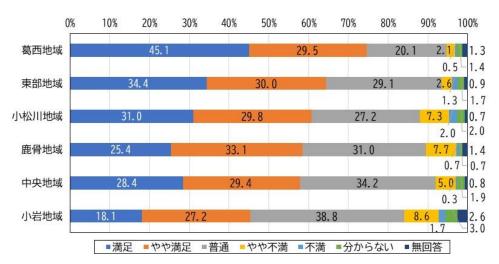


図 地域別「公園・水辺の整備」に関する満足度(満足度の高い順)

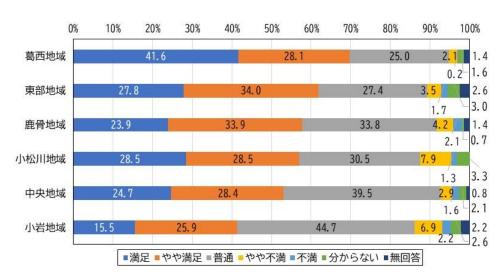


図 地域別「緑化の推進」に関する満足度(満足度の高い順)

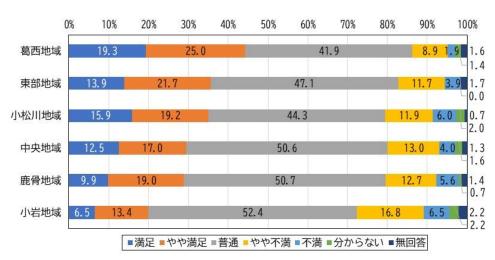


図 地域別「街の景観」に関する満足度(満足度の高い順)

② 今後推進してほしい施策

今後推進してほしい施策をみると、水害対策が54.1%と最も多く、次いで震災対策38.8%、防犯対策(安全・安心まちづくり)32.0%となっています。

区民要望の高い「水害対策」、「震災対策」、「防犯対策(安全・安心まちづくり)」、公園などの整備に関わる「都市基盤整備(道路など)」、みどりなどの環境に関する「環境保全・リサイクル」を地域別に絞ってみると、全体的な傾向は大きく変わりませんが、「震災対策」では東部地域、「水害対策」では東部地域と小松川地域、「防犯対策」では鹿骨地域での割合が最も高くなっています。また、公園やみどりに関する「都市基盤整備(道路など)」では鹿骨地域、「環境保全・リサイクル」では小松川地域での割合が最も高くなっています。

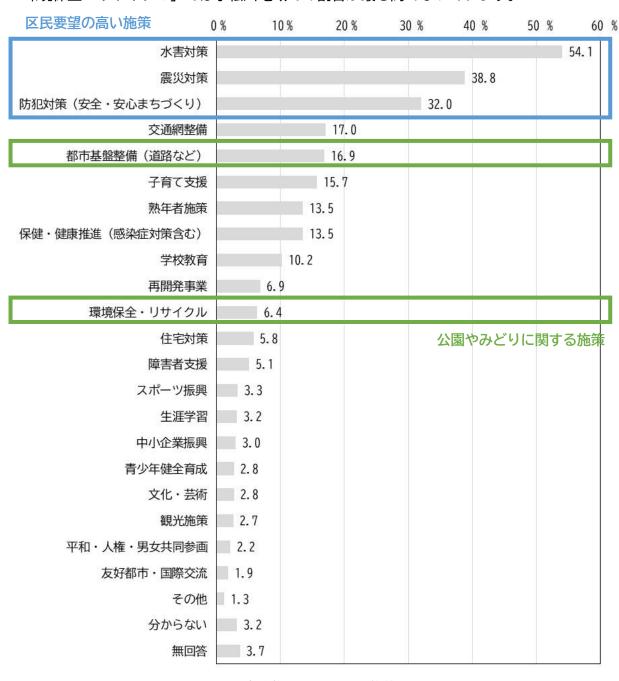


図 今後推進してほしい施策

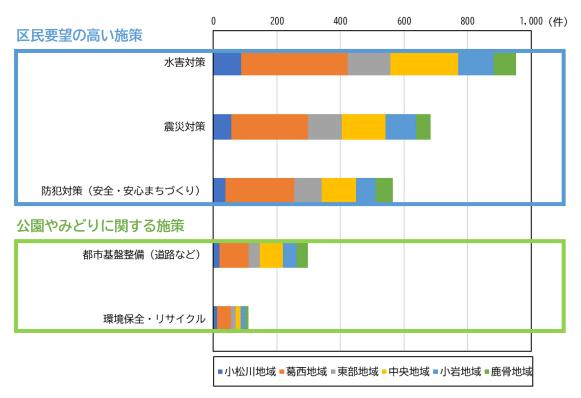


図 「今後推進してほしい施策」の地域別割合

(2) みんなのえどがわ大会議

「江戸川区民世論調査」とは別に令和3 (2021)年4月~5月に実施された「みんなのえどがわ大会議」において、2100年の江戸川区の姿について意見募集を行いました。

その結果、「自然(緑、みどり)が豊かなまちを目指す」という意見が非常に多く(「自然・緑・みどり」という単語は延べ約 2,800 回出現)、次いで、「公園」、「子ども」、「笑顔」、「災害」といった単語が多く出現しています。

また、「子どもから高齢者まで、障害者も外国人も、全ての人が笑顔で暮らせるまちを目指す」という趣旨の意見も非常に多くなっています。

また経済的な発展を求める意見においても、自然との共存や、水とみどりを活かした産業の 発展を求める声が多く、環境問題への関心の高さがうかがえる結果となっています。

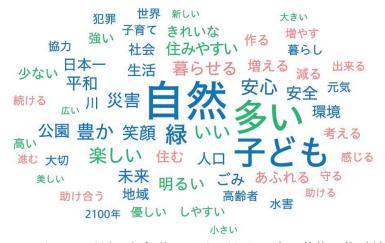


図 みんなのえどがわ大会議 区民などからの意見募集・集計結果

5. 区のみどりの課題

(1) 前計画の目標達成状況

前計画では、みどりの将来像の実現に向け「みどりを守る」「みどりを育む」「みどりを創る」 の基本方針に対応したみどりの量や質を表す6項目の目標を設定しました。

令和4(2022)年4月時点で、「身近な公園の充足率」については目標を達成し、残りの5項目については目標を達成できていません。しかし、未達成の5項目のうち3項目については、平成25(2013)年時点(前計画策定時)の値よりも増加しています。

	みどりの目標	H25時点值	R4目標値	R4現状値
基本方針 1	○農地(生産緑地)の面積⇒農地(生産緑地)を守り、新たな農地の確保を目指します。	34. 54ha (R3. 12)		
みどりを 守る	○保護樹の本数 ⇒保護樹を守り、新たな地域のみど りを確保します。	352本	400本	280本 (R4. 4)
基本方針 2	○緑化の推進に満足している区民の割合 ⇒残る4割の方の半数に満足していただける花と緑の場を増やします。	57. 7%	80%	58.8% 1 (R3)
みどりを 育む	○アダプト活動登録者数⇒アダプト活動にたずさわる仲間を 増やします。	8,501人	20,000人	10,366人 (R4.4)
基本方針	○身近な公園の充足率 ⇒歩いて行ける(徒歩5分程度)身近 な公園を増やします。	70%	75%	84.5%
みどりを 創る	○公園整備に満足している区民の割合 ⇒残る4割の方の半数に満足してい ただける公園整備をします。	61.9%	80%	63.0% 1 (R3)

※令和4 (2022) 年現状値の矢印は平成25 (2013) 年からの増減を表しています

(2) 前計画の施策実施状況と課題

前計画に掲げた基本方針に対する施策の実施状況および課題は、以下の通りです。各施策の 実施状況は参考資料に整理しています。

① みどりを守る

大径木や樹林地の保全と活用、樹木、樹林地所有者への支援など、貴重な緑を守るための 取組が計画通り実施できていません。特に保護樹の指定は新規が4本、解除が72本と新規登 録が進んでいない状況です。また、農地の保全については生産緑地地区が減少しており、活 用については区民農園が減少するなど、計画通り進んでいません。そのため、新たな支援策 の検討など、貴重なみどりを減らさないための取組を検討する必要があります。

しかし、農の風景育成地区の指定に向けた検討やふれあい農園、農業公園の整備など、農 とふれあう機会の充実、営農への支援は計画通り進んでいます。

また、親水公園や親水緑道における自然性の向上など、河川における自然、生態系の保全 や水環境の保全は計画通り進んでおり、今後も継続していきます。

② みどりを育む

ボランティアの発掘と育成に関しては、各種イベントや講座の実施など、計画通り進んでいます。今後は更なるボランティアの確保に向け、SNS を活用した情報提供など、新たな取組も検討します。

みどりの活動の支援に関しては、小中学校での出前講座など積極的に活動を進めており、 みどりの意識を高めるための活動と合わせて学校教育と連携した取組を今後も推進していき ます。

また、生き物調査の実施、生態系に配慮した対策の充実などの取組も計画通り進めており、今後は本計画に生物多様性地域戦略を包含することで、一体的な取組を進めます。

園芸福祉との連携については、今後も継続し、植物との触れ合いを通じて、より豊かな暮らしやすい地域づくりを進めます。

③ みどりを創る

歩いて行ける公園の充実、既存公園のリフレッシュなど、身近な公園を充実させるための施策は計画通り進んでいます。特に歩いて行ける公園については、40公園を新規整備しており、充足率も84.5%となっています。今後も継続するとともに、民間と連携するなど、新たな社会情勢に対応した公園整備を検討していきます。

また、拠点となる公園や災害から暮らしを守る公園整備も計画通り進んでおり、今後も継続していきます。

公共用地や民有地の緑化推進については、今後実施内容を見直しながら継続していきます。 みどりの繋がりについては計画通り進めており、緑化だけではなく、歩道の有効幅員の確保や歩いて楽しい歩行空間の確保などを検討します。

みどり豊かな水辺空間について、河川沿いのさくら並木は、ボランティアの参加などを促 し、区民との協働体制のもと維持管理していくことを、今後も継続していきます。

(3) みどりの課題

これまでに整理された内容を基に、本区のみどりの課題を整理しました。2100 年を見据えて、今後も引き続きみどりの課題解決に向けて取り組んでいきます。

① みどりを守るためのさらなる取組

本区では、特別緑地保全地区や保護樹林の新規指定や樹木の伐採行為の届出制度の検討など、大径木や樹林地の保全を進めています。

しかしながら、平成 25 (2013) 年から令和3 (2021) 年の間では特別緑地保全地区や保護樹林の新規指定はありません。また、保護樹に指定されていても、管理が行き届いていない樹木も見られます。

写真 イラスト

「みんなのえどがわ大会議」でも「自然(緑、みどり)が豊かなまちを目指す」という区 民意見が非常に多く、2100年の江戸川区の姿として、豊かな自然を残していくことが望まれ ています。

しかし、樹林地や大径木の保存と利活用など「みどりを守る」取組は、所有者の協力や区の支援が必要なため、新たな施策の検討が必要です。

② 農地の保全と活用

農家の高齢化、住居や施設などの開発行為による土地の 減少から農地は生産緑地、宅地化農地ともに年々減少を続けています。

農地は江戸川区らしい風景や人と土とのふれあいの場を提供する貴重なみどりとしてだけではなく、災害時のオープンスペースとして防災機能も有しています。区民世論調査では、「水害対策」、「震災対策」の区民要望が多くなっ

写真 イラスト

ており、農地の防災機能を十分に活用していくことが求められています。

こうした多様な機能を持つ農地や生産緑地の保全・活用により、身近なみどりの充実を図る必要があります。

③ 協働によるみどりの保全と創出

本区では、水とみどり豊かなまちづくりを進めるなかで、区民と区の協働による様々な活動が行われています。 アダプト活動登録者数は増加傾向ですが、良好なみどりの まちづくりを進めるためには、活動の担い手の育成をこれ まで以上に推進する必要があり、周知方法や新規参加者の 確保方法など、施策の見直しが必要です。

写真 イラスト

④ 身近な公園や水辺の整備

本区では、大規模な公園や街路樹など積極的にみどりの整備を進めており、23区内で最も広い公園面積を誇っています。また、徒歩5分程度の歩いて行ける身近な公園の充足率も84.5%と、目標値を達成しています。

しかし、「公園・水辺」「緑化」「街の景観」に対する区民満足度は、10年間でほぼ変化がありません。本区では身近な公園の整備を着実に進めていることから、今後は区民満

写真 イラスト

足度につながる公園や水辺の質を高める整備を行い、子どもから高齢の方まで、障害者も外国人も、全ての人が笑顔で暮らせるまちづくりに資することが求められています。

⑤ みどりによる防災ネットワークの形成

大島・小松川公園や篠崎公園などは、大規模災害が発生 した場合の避難場所に指定されるなど、水とみどりは防災 上も重要な役割を担っています。

区民世論調査で今後推進してほしい施策は、水害対策、 震災対策、防犯対策の順となっており、区民の防災に対す る意識も年々高くなっています。

今後は公園の高台化や防災機能の充実、火災時の延焼遮

写真 イラスト

断機能を持つ親水公園や緑道、街路樹を防災ネットワークとして活用するなど、災害に強く、 安心して暮らせる環境を作っていく必要があります。

⑥ 社会情勢の変化への対応

本区は SDGs 未来都市として、上位計画において「ともに生きるまち」を目指し、SDGs17の ゴール毎の主な目標を位置付けており、みどりの基本計画においても、「目標 11 住み続けられるまちづくりを」「目標 13 気候変動に具体的な対策を」「目標 14 海の豊かさを守ろう」「目標 15 陸の豊かさも守ろう」「目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう」など関係する目標の達成に貢献することを目指す必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を経て、「ニューノーマル」が求められる中、身近なみどりやオープンスペースの柔軟な活用に対するニーズが高まっています。

江戸川区らしい水とみどりを創出するにあたっては、オープンスペースの柔軟な活用に加えて、脱炭素社会の推進、生物多様性への適応、グリーンインフラの取り組み推進など、新たな社会情勢の変化にも対応する必要があります。

第3章 基本方針と目標

1. 基本理念

(1) みどりの将来像

水・みどり・農、ともに生きる豊かな暮らし ~ えどがわ ecological プラン ~

本区では、平成14(2002)年策定の「江戸川区水と緑の行動指針」で**『水・みどり、ともに生きる豊かな暮らし』**をみどりの将来像に設定し、平成25(2013)年に策定した「江戸川区みどりの基本計画」においても引き続き同じ将来像を掲げてきました。

これは豊かな水辺とふれあい、身近なみどりを育てる喜びをともに感じながら、自然と共生 し、区民が毎日を楽しく生活する姿を表現したみどりの将来像です。

本区を取り巻く状況は日々変化をし続けており、水とみどりが暮らしに憩いを与える「環境 共生都市」を目指しながら、今後も区民と区が協働しながら、これまで育てたみどりの質をい っそう高め、全ての人が笑顔で暮らせるまちを目指していく必要があります。

これまでの将来像に江戸川区らしい風景の重要な要素である『農』を追加するとともに、本 区の豊かな自然資源を活かした生物多様性の保全を掲げ、新たに**『水・みどり・農、ともに** 生きる豊かな暮らし~えどがわ ecological プラン~』として、区民が自然の豊かさだ けでなく、心の豊かさや人と人との関わりなど、豊かな暮らしを実感できるみどりの質を高め ていきます。





(2) 水とみどりの将来構造

みどりの将来像を実現するための水とみどりの将来構造を以下のように設定します。

葛西臨海公園・葛西海浜公園、カヌー・スラロームセンター、新左近川親水公園、江戸川・旧江戸川河川敷、旧中川を「自然交流拠点」として位置づけ、水とみどり、自然との触れ合いによる広域的な交流やにぎわいの創出を図ります。

大規模な公園である篠崎公園、宇喜田公園、大島・小松川公園、総合レクリエーション公園を「みどりの拠点」として位置づけ、各公園がもつ機能の特長を活かし、生物多様性の確保に配慮しながら多様な機能で自然に親しむことができる空間形成を進めます。

特産である小松菜、花卉をはじめ、各種農産物を生産している農地が集積するエリアを「農とみどりの拠点」として位置づけます。農地の保全を図りながら、農業に由来する歴史・文化の体験機会の創出や農と触れ合うことのできる空間、農と一体となったまちなみ景観を形成します。

荒川・中川、江戸川・旧江戸川、新中川、旧中川、新川を「水とみどりの軸」として位置づけ、生態系の保全や水辺に親しむことができる環境を充実するとともに、水辺を活かしたにぎわいを創出します。

拠点と軸を緑道や街路樹などの連続したみどりで結ぶことによって、回遊性のある、アメニティ性の高い都市環境を創出します。また、河川や親水公園・親水緑道などの自然環境は、生態系に配慮しながら保全するとともに生物生息のネットワークとして活用し、生物多様性の確保を図ります。

さらに、ネットワークの不足する地域の整備や軸と隣接する公園、公有地・民有地とも連携 し、水とみどりの総合的な環境を充実させます。



図 水とみどりの将来構造

2. 基本方針

(1) 実現に向けた基本方針

基本理念を実現するため、下記の3つの基本方針をもとに取組を進めていきます。

基本方針1 みどりを守る

本区の豊かなみどりを形成する大径木や街路樹、農地などは、区民が身近にみどりを感じることの出来る 貴重な場所です。また、このようなみどりは、生物に とっても重要な生息地となります。

しかし近年これらの貴重なみどりが徐々に失われ つつあり、特に農地面積は年々減少を続けており、次 世代に継承するための対策が求められています。ま た、親水公園や親水緑道は江戸川区らしい景観を作り 出している重要な要素であり、今後も守り活かしてい くことが必要です。



これらの水とみどりを守っていくために、保全のための取組だけでなく、積極的な活用を進め、生物多様性保全の視点からも、区民が望む「自然が豊かなまち」を目指します。

基本方針2 みどりを育む

本区の貴重なみどりや農を次世代に継承し、生物多様性の保全を推進していくため、学校教育との連携など、子どもたちや次世代を担う新たな人材の発掘や育成、ボランティア活動などを積極的に推進し、みどりを育む活動を広げていきます。

また、より多くの区民にみどりや農の活動に関心を持ってもらうための情報発信など、区民のみどりに対する 意識を高めるための取組を推進します。

今後も区民・事業者・区が、それぞれの役割を担いな がら一丸となってみどりを育んでいきます。



基本方針3 みどりを創る

みどりの量の確保だけでなく、自然生態系の保全に 配慮したみどりづくりや、良好で持続可能な都市環境 の形成に資するみどりの創出・活用など、みどりの質 への配慮が重要になります。

具体的には、これまでと同様に歩いて行ける公園を 充実するだけでなく、既存公園の見直しや社会情勢に 合わせた新たな公園の整備や、農地と公園との一体的 な活用による公園整備など、地域特性を活かし、新た なニーズに対応したオープンペースの整備を進めま す。なお、公園やオープンスペース整備の際には、エ イメージイラスト作成中

コロジカルネットワークを意識しつつ、生き物の生息環境となる空間の確保に努めます。 また、公園や水辺の整備や管理運営に民間活力などを導入し、にぎわいづくりを推進するな ど、誰もが笑顔で暮らせるまちを目指します。

本区では、首都直下地震や都市型水害などの危険性が高く、区民の防災に対する意識も年々高くなっています。公園の高台化、公園の防災施設の整備や防災農地の活用など、災害から暮らしを守り、安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和につながる水とみどりのネットワーク化を進めます。

3. みどりの目標

本区が目指す「みどりの将来像」の実現に向け、「量 (ハード)」・「質 (ソフト)」に併せ、「生物多様性」に関するそれぞれの目標を設定します。

計画目標 1 《ハード目標》				
区民と協働でみどりづくりを推進する		15 降の重かさも 17 パートナーシップで 日本 で 日本		
指標	現状値	目標値		
区内のみどり率	30.8 %	31 %		
区民一人当たりの公園面積(陸域)	5.3 m ²	5.5 m		
身近な公園の充足率	84.5 %	90 %		

みどりの量の豊かさを計る指標である「みどり率」は、本区が昭和45年から「ゆたかな心、地にみどり」をスローガンに、区民一人当たりの樹木数と公園面積の目標値を10本、10㎡として継続して区民と協働で取り組んでいる緑化運動の成果を示す指標でもあります。

公園面積は平成元年に葛西海浜公園の開園により水域を含み区民一人当たり10㎡を達成し、 樹木数は令和4年に区民一人当たり10本を達成しました。

これからは、「区民と協働でみどりづくりを推進する」を目標とし、区民一人当たりの陸域公園面積10㎡を目指します。そこで、この目標の達成状況を指標として「区内のみどり率」「区民一人当たりの公園面積」「身近な公園の充足率」を指標に設定します。

S45 年からのみどり率推移のグラフ

写真 (緑化運動)

写真 (緑化運動)

計画目標 2 《ソフト目標》

江戸川区らしい魅力あふれるみどりを実感できるまちづくりを推進する

11 住み続けられる	14 海の豊かさを	15 陸の豊かさも すろう	17 パートナーシップで
まちづくりを	守ろう		目標を達成しよう
	***	\$	&

 指 標	現状値	目標値
「公園」「水辺」の整備に満足している区民の割合	63 %	80 %
アダプト活動加入者数	10,366人	12,300 人
「みんなのこうえん」の公園数	1 園	16 園
生き物の住処となる バイオネストを設置している公園数	5 園	65 園
自然観察会や生き物調査などの年間参加者数	1,713 人	2,000 人

本区では昭和45年から実施してきた緑化運動により、現在では23区で一番広い公園面積を誇っています。これらの「公園」や「みどり」を区民の皆様に、今以上に活用していただくためには、区民の皆様から愛着を持っていただくことが重要です。

そこで、「江戸川区らしい魅力あふれるみどりを実感できるまちづくりを推進する」ことを目標に、これを計る指標として「「公園」「水辺」の整備に満足している区民の割合」、「ボランティア(公園・緑・水辺・桜守)登録者数」を設定します。

また、本区は3方向を河川・海に囲まれ、23区内では比較的豊かな自然環境や生態系を有しています。この自然環境や生態系の豊かさは本区の魅力でもあります。そこでこの魅力を計る指標として、「バイオネストを設置している公園数」「自然観察会や生き物調査などの年間参加者数」を設定します。

写真 (アダプト活動) 写真 (生物多様性)

第4章 みどりの施策

1. 施策の体系

該当する SDG s アイコンを追加

みどりの 将来像	基本 方針	方針			施策
水		(1)	貴重なみどり を守ります	Ť	① 大径木や樹林地の保全と活用② 樹木、樹林地所有者への支援
・みどり・	1.みどり を 守る	(2)	農を守り 活用します		 ① 農地の保全と活用 ② 営農への支援 ③ 農とのふれあいの機会の充実
農、レ		(3)	水の恵みを守り 活かします		① 河川における自然、生態系の保全 ② 水環境の保全
しもによ		(4)	みどりの運動 を広げます		① ボランティアの発掘と育成 ② みどりの活動の支援
ともに生きる豊かな暮らし	2.みどり を 育む	(5)	みどりの意識 を高めます		 学校教育との連携 学び、考える機会の充実 園芸福祉との連携 生物多様性に関する普及啓発
な暮ら_		(6)	循環型社会の形成に向けた取り 組みを広げます		① SDGsとの連携 ② リサイクルの促進
し ~えどがわ ecological プラン~		(7)	身近な公園を 充実させます		① 歩いて行ける公園の充実 ② 既存公園のリフレッシュ
		(8)	拠点となる 公園を 整備します		① 地域の拠点となる公園・ 特色ある公園の整備② 都立公園の整備
	3.みどり (9)	(9)	災害から暮らし を守るまちづく りをします		① 水とみどりを活用した 防災まちづくり
	創る	(10)	公共用地や 民有地の緑化 を進めます		① 公共用地の緑化推進 ② 民有地の緑化推進
		(11)	みどりの つながりを 広げます		① 水とみどりのネットワーク形成、 ヒートアイランド対策の推進
		(12)	緑豊かな水辺 を創ります		① 河川景観の向上 ② 水辺利用の促進

2. 施策の内容

基本方針1 みどりを守る

	方 針	施策	事 業
			・樹木伐採行為の届出制度の導入
	貴重な	大径木や樹林地の 保全と活用	・都市開発諸制度を活用した保全
(1)	みどりを	水工ご出加	・景観重要樹木としての指定
	守ります	樹木、樹林地所有者	・大径木などの維持管理支援
		への支援	・老朽化した大径木などの定期診断助成
			・農の風景育成地区の指定
		① 農地の保全と活用	・農地の防災機能の周知
		① 農地の保全と活用	・農地の公園用地としての活用
			・生産緑地の減少対策
			・農業経営基盤強化への支援
		② 営農への支援	・農業ボランティアの派遣
		② 呂辰/(の文版	・営農困難農地のあっせん
	農を守り		・農産物の直売支援
(2)	活用します		・区民農園の新規開設
	74713000		・生産緑地の活用
			・ふれあい農園の促進
		_ 農とのふれあいの	・体験型農園の整備
		機会の充実	・幼稚園・保育園、小学校と連携した農地の活
		IMA VIIIA	用
			・農地を活用した農作物の直売所、農家レスト
			ランなどの立地誘導
			・農を活かしたにぎわいの創出
	水の恵みを	河川における自然、 ①	・河川における自然、生態系の保全
(3)	守り活かし	生態系の保全	・親水公園や親水緑道における自然性の向上
	ます	② 水環境の保全	・河川の水質改善
	Д У		・雨水地下浸透化や雨水利用の促進

(1) 貴重な緑を守ります

① 大径木や樹林地の保全と活用

樹木伐採行為の届出制度の導入

新規

■ 一定基準以上の大径木について伐採する際の届出提出制度の導入を検討します。

都市開発諸制度を活用した保全

新規

■ 大規模な開発事業が行われる際には、都市開発諸制度(再開発等促進区を定める地区計画、 高度利用地区、特定街区及び総合設計)を活用したみどりの保全について、民間開発事業者 と連携した取組を検討します。

景観重要樹木としての指定

新規

■ 景観計画と連携し、地域のシンボルとして広く親しまれている樹木などについて、景観重要 樹木としての指定を検討します。

② 樹木、樹林地所有者への支援

大径木などの維持管理支援

継続

- 保護樹に対する賠償責任保険の加入や剪定枝、落葉の回収・処分方法など、維持管理に対する支援策について検討します。
- 大径木などの適切な剪定方法やトラブルの対応方法、維持管理に関する相談先などを示すパンフレットなどを作成するなど、維持管理方法に関する情報提供を進めます。
- 大径木などへの近隣住民の理解を醸成するため、保全していく必要性や日々の管理などについて知ってもらう機会を増やしていきます。

老朽化した大径木などの定期診断助成

新規

- 老朽化した保護樹の定期診断に対して、樹木医の紹介や、維持管理に関する支援を行うこと を検討します。
- 公園や学校など、地域から長く愛着を持たれている樹木については、地域のシンボルツリーとして、樹木診断実施などの保全策を検討します。

抹香屋のタブ

抹香屋のタブノキについて

(2) 農を守り活用します

① 農地の保全と活用

農の風景育成地区の指定

拡充

- 鹿骨地域において、営農者や地域住民の協力の下、「農の風景育成地区」を指定しており、将来にわたって農のある景観を保全、育成するとともに、都市環境の保全、レクリエーション、防災などの機能を持つ空間として確保していくことを目指します。
- 地域と協働で農業体験や本区の農業の魅力をPRするイベントを開催します。

農地の防災機能の周知

拡充

- 農地は、災害時における一時的な避難場所や延焼遮断機能などの防災上も重要な役割を担っています。
- 農地所有者の協力により、防災農地として協定を結び、避難空間などとして活用を進めていくとともに、看板を掲示することで、その農地が生産の場以外にも地域にとって重要であることを区民に周知していきます。

農地の公園用地としての活用

継続

- 農地は農地として保全、活用していくことが第一ですが、身近な公園が不足している地域などでは、相続などにより農地としての維持が困難な場合、公園用地としての買取を検討します。
- 農の風景育成地区内の生産緑地について、農業者からの買取申出に合わせ、区で買取り、公園用地などとして保全・活用します。

生産緑地の減少対策

- 農地が集積している鹿骨・篠崎地域では、生産緑地指定の計画的な誘導や一定規模以上の宅 地化農地の保全に努めるなど、住宅と農地が共存したまちづくりを進めます。
- 生産緑地地区指定後30年を経過する生産緑地について、今後も農地として維持できるよう、 農地所有者の意向も踏まえながら、特定生産緑地地区への指定を推進するなど、生産緑地の 保全に努めます。

② 営農への支援

農業経営基盤強化への支援

継続

- 生産緑地で都市農業を経営している企業的経営農家などを対象に、流通関連施設や生産基盤などの施設整備事業に対して補助を行うことにより、農業経営の安定化、近代化を促進します。
- 各地の農業先進地の視察や品種改良技術の向上、情報交換などのために農業継続の意欲のある農家が集まる講座を行い、農業経営のための基盤強化を支援します。

農業ボランティアの派遣

継続

■ 農業に関心を持つ区民を、高齢化や労働者不足の農家に対してボランティアとして派遣します。ボランティアは、農作業全般にわたる営農の人的支援を実施し、同時に農家から指導を受けることで農業技術の向上にもつなげます。

営農困難農地のあっせん

継続

■ 高齢化や後継者不足などにより農業の継続が難しい「営農困難農家」と農業経営の拡充を希望している「耕作可能農家など」の間で調整・あっせんを行うことで、営農の継続を図ります。

農産物の直売支援

継続

■ 本区の農産物の地元販路拡大のために、農産物を販売する直売所を紹介した「直売所マップ」 を活用します。緑のイベントでの配布や、区の施設に設置するなど、様々な機会を通じて、 区の農産物の紹介と販売支援に努めます。

③ 農とのふれあいの機会の充実

区民農園の新規開設

新規

■ 本区の区民農園は、野菜などの栽培や収穫を体験して頂くことで、農業を身近に感じたり、 興味を持ってもらうことを目的としています。より多くの区民の方に利用頂くため、既存農 園の整備に加え、区民農園の新規開設を推進します。

生産緑地の活用

拡充

■ 農とのふれあいの場を提供するため、農業体験の場や農産物の直売所などとして生産緑地の 活用を進めます。

ふれあい農園の促進

継続

- 現在、区内には、農家が作った作物を畑から収穫し、収穫の喜びを味わえるふれあい農園が 整備されています。
- 今後はふれあい農園を利用したい区民を募るとともに、ふれあい農園に協力してくれる農家 の発掘を進め、農のレクリエーションが体験できる場の提供を促進します。

体験型農園の整備

継続

■ 新しい農業経営の形として、また、区民の農業体験へのニーズに応える場として、農家が開設して利用者に作付けから収穫までの栽培指導を行う「体験型農園」の設置を目指します。

幼稚園・保育園、小学校と連携した農地の活用

新規

- 東部地域(篠崎三丁目)は、農地が集積しており、生産緑地や農業ボランティアの研修農地、 学校農園、大規模な区民農園などの多様な形態の農地があります。
- 今後も区内の幼稚園・保育園、小学校と連携し、農業体験の場を提供するなど、農地の活用を推進します。

農地を活用した農作物の直売所、農家レストランなどの立地誘導

新規

■ 農地を活用した農産物の直売所、農家レストランなどの立地誘導により、にぎわいの創出を 図ります。

農を活かしたにぎわいの創出

新規

■ 都市農業への関心を高めるため、農地を活用したイベントや収穫体験など、区民が農と触れ 合う機会を増やすなど、農を活かしたにぎわいの創出を図ります。

(3) 水の恵みを守り活かします

① 河川における自然、生態系の保全

河川における自然、生態系の保全

継続

- 区内を流れる荒川や江戸川などの水辺は、干潟や葦原なども見られ、さまざまな動植物の生息環境に大きく寄与しています。
- 水辺は、都会の子どもたちにとっては、体験学習や環境教育の場としても貴重な空間となります。これまでNPOを中心に進めてきた保全活動や、外来種の駆除などに継続して取り組んでいきます。
- ビオトープなどを整備する時には、地域住民も管理に参加できる方策について配慮するとともに、自然観察会の開催などにより、水辺の自然、生態系の大切さについての普及啓発に努めます。

親水公園や親水緑道における自然性の向上

拡充

- 区内には、多くの親水公園や親水緑道が整備され、水と緑のネットワークが形成されています。これらは、区民の憩いの空間としてだけでなく、生物にとっても重要な生息・移動空間です。そのため、水辺の生物の生息環境の向上や水質の浄化に役立つように、地域の特長を活かしながら、自然環境に配慮した水辺環境の保全・創出を進めます。
- 親水公園・親水緑道は、かつての川や農業用水路としての歴史性、周辺に点在する寺社など 歴史的・文化的資源を活かした景観形成を進めます。周辺のまちなみの緑化により、親水公園・親水緑道を軸としたみどりを増やし、ゆとりやうるおいのある景観形成を進めます。

② 水環境の保全

河川の水質改善

- 親水河川・親水公園・親水緑道などでは、植物のもつ浄化能力を利用した水質改善に取り組みます。
- 区民や子どもたちが楽しみながら水に対する知識を深めることが出来るように、簡単な水質 検査に子どもたちの参加を促し、水質浄化のしくみ(砂ろ過、乳酸菌飲料の空き容器ろ過な ど)を広く募集、実践して、水質がどれだけきれいなるかを競いあうコンテストなどの開催 にも取り組みます。

雨水地下浸透化や雨水利用の促進

- 水は、人間のみならず、植物や昆虫などの生物にとっても欠くことの出来ない大切な要素です。水の自然循環を損なわないためにも、また、都市型水害を緩和するためにも、雨水が地面にしみこむ取組や、雨水をため活用する取組が大切です。
- 道路や駐車場などの舗装の透水化や雨水貯留施設の整備を推進します。民有地についても、「住宅等整備基準条例」に基づいて、一定規模以上の事業に対する雨水貯留槽などの設置に取り組みます。

基本方針2 みどりを育む

	方針	施策	事業
	みどりの 運動を 広げます	ボランティアの ① 発掘と育成	・人材の発掘や育成の支援
			・学習会や観察会の実施
			・地域による公園の維持管理
			【みんなのこうえん】
			・みどりのまちなみレポーターの推進
(4)		② みどりの活動の支援	・人材の派遣
			・水とみどりの情報発信
			・みどりの基金の活用
			・ソーシャルメディアを活用した「水とみどり」 の情報発信
			・事業者、NPO、エリアマネジメントなどと連携 した活動の推進
	みどりの 意識を 高めます	の普及啓発	・みどりを育む意識の向上
			・身近な取組の支援
			・みどりに関するイベントの開催
			・グリーンアドベンチャーコースの整備
		② 学校教育との連携	・グリーンプラン推進校における取組
			・子どもたちへの環境学習の充実
(5)			・自然に配慮した環境整備
			・みどりの大切さを伝える情報の発信
			・地域とのつながりを高める緑化活動の推進
		③ 園芸福祉との連携	・園芸福祉の推進
		生物多様性に関する 普及啓発	・楽しむ生き物調査の実施
			・地域と連携した生物多様性の保全・拡充の推進
			・生態系に配慮した対策の充実
(6)	循環型社会の 形成に向けた	① SDGsとの連携	・SDGsと連携した意識啓発
(6)	取組を広げます	② リサイクルの促進	・樹木のリサイクルの促進

(4) 貴重な緑を守ります

① ボランティアの発掘と育成

人材の発掘や育成の支援

拡充

- 公園・緑・水辺のボランティアや桜守、ウェルカムガーデナーなど、様々な個人や団体がみどりの活動に携わっています。
- 次世代の地域力向上を担う子どもたちを含めて、新たな人材の発掘や育成、ボランティア活動などの情報発信に努め、区民とともにみどりのまちづくりを推進します。

学習会や観察会の実施

継続

- 本区では、「エコアクション講座」や「花とみどりの環境学習」、一之江抹香亭での観察会などの学習会や観察会を実施しています。また、「荒川クリーンエイド」のように、区民、NPO、 行政が協働で河川の清掃を行う活動も実施しています。
- 水と緑の環境について、引き続き実践を通して楽しく学べるプログラムを提供しながら、水とみどりのまちづくりの普及啓発を図ります。

地域による公園の維持管理【みんなのこうえん】

継続

- 地域の皆様による利用ルールづくりや公園運営によって、より使いやすく魅力的な公園づくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目指します。
- 身近な公園を「地域の庭」として近隣の皆様を中心とした「愛する会」の方々が、清掃や草 刈りなどの日常的な維持管理を行う「公園の自主管理制度(仮称)」を推進します。

みどりのまちなみレポーターの推進

- 好きなみどりの景観や、後世に残したいみどりの風景などを公募、公表する機会を設け、区 民全員がみどりのレポーターになれる取組を推進します。
- SNS などを活用して、四季折々のみどりの情報を共有できる環境づくりを進めます。

② みどりの活動の支援

人材の派遣

継続

- 区では、「ボランティア講座」や「小中学校における出前授業」「花いっぱい運動」など、各 分野の専門家を派遣して、身近なことから始められる活動を支援しています。
- 専門家やコンサルタントなどの人材を派遣することにより、区民の様々なみどりの活動を支援する取組を引き続き進めます。

水とみどりの情報発信

継続

■ 民間企業による環境保護活動への支援策や、先進的な取組事例、ノウハウ、専門家の派遣などに関する情報などは、区民活動の活性化のためには大切な情報といえます。そこで、各種の講座や会議の場、区役所やえどがわ環境財団などのホームページなどを通じて、わかりやすい情報発信を進めます。

みどりの基金の活用

継続

- 現在、東京都には「花と緑の東京募金」があり、基金への積み立てなどを行い、緑化事業を 促進しています。
- 本区においても、平成6年に設立した「街路樹を大きく育てる基金」を活用し、街路樹マップの作製や、街路樹健康診断・土壌改良工事などを実施してきました。引続き、基金を活用した柔軟なみどりの活動支援を実施していきます。

ソーシャルメディアを活用した「水とみどり」の情報発信

拡充

■ SNS などを活用し、みどりに関する情報検索や情報発信、情報交換など、みどりのまちづくりに関わる人たちの交流促進を目指します。

事業者、NPO、エリアマネジメントなどと連携した活動の推進

新規

■ 区内で活動する事業者、NPO、エリアマネジメントなどの地域団体との連携・協働の仕組みづくりを推進します。

江戸ッキー(水とみどりの課)インスタグラム

江戸ッキー (水とみどりの課) インスタグラムについて

(5) みどりの意識を高めます

① みどりを育む大切さの普及啓発

みどりを育む意識の向上

新規

- 区内の水とみどりを守り育てるためには、多くの区民が活動に関わっていくことが重要です。 区民が水とみどりに触れる機会を増やし、区民一人一人の水とみどりへの関心を高め、活動 に関わる人材のレベルアップにつなげていくなど、区民のみどりを育む意識の向上を図りま す。
- 本区の貴重な農地を守り活用していくため、保全することの大切さについて情報提供していくほか、さまざまな視点から意見交換するなど、区民と協働で農の風景を守るためのプログラムを展開していきます。

身近な取組の支援

拡充

- 「みどりのもったいない運動」など、区民が身近に取り組むことの出来る活動を通して、み どりを育む意識の向上を目指します。
- 地域住民を中心とした公園の清掃や除草、樹木・草花への水やりなどの活動を支援します。
- 公園などに関わるボランティア活動に対して、必要な資材提供などの支援を行います。

みどりに関するイベントの開催

継続

- 本区では、「環境フェア」などのみどりに関する様々なイベントを実施するなどして、みどり を育む大切さの普及啓発を行っています。
- このようなイベントを継続していくとともに、ボランティアが育てた花の種や実をイベント で配布するなど、イベントを通じた緑化の普及啓発を図ります。

グリーンアドベンチャーコースの整備

- 身近な公園の緑を楽しみながら、区内の名木や希少な樹種などの知識を学び、親しんでもら うために、木や花の名前や特徴をクイズにしたコース(グリーンアドベンチャーコース)の 充実を図ります。
- 大規模な公園は改修に合わせ、グリーンアドベンチャーコースの設置を検討します。

② 学校教育との連携

グリーンプラン推進校における取り組み

継続

■ グリーンプラン推進校で行われている、校内グリーンアドベンチャー、残菜コンポスト、野菜の栽培、グリーンカーテン、ビオトープづくり、プールのヤゴ救出作戦などの取り組みを今後も継続・拡充していきます。

子どもたちへの環境学習の充実

継続

- 子どもたちへの環境学習の一環として、農家による収穫体験や学校に実のなる木を植栽して、 収穫した実をジャムに加工するなどの様々な体験プログラムを検討します。
- 学校農園を通して、児童・生徒への食育、環境教育などの充実を推進します。 学校農園(借地など利用)の設置状況:小学校9校

自然に配慮した環境整備

継続

- 学校の緑は、環境学習の教材として大変貴重な存在です。学校改築の際には、「学校の森」や「学校ビオトープ」を整備するなど、未来を担う子どもたちが、「地域に昔はあった環境を肌で感じる」取組を広げていきます。
- 「学校の森」や「ビオトープ」を整備する時に、保護者や一般の区民の参加を促すなど、学校を地域におけるみどりの活動拠点として整備していくことを目指します。

みどりの大切さを伝える情報の発信

継続

- 子どものころから、木々や生物などの身近なみどりに親しみ、接する機会を得ることは、みどりをいつくしむ心を育て地域環境への関心を高めるとともに、地球規模の環境保護を考える上でもたいへん重要です。
- 環境学習やボランティア活動などの様々な情報を子どもたちに発信し、みどりの役割や課題、 みどりを守り・育み・創ることの大切さを伝えていきます。

地域とのつながりを高める緑化活動の推進

- みどりの拠点である学校の豊かな緑を、子どもたちが地域住民とともに守り育てていくことが大切です。また、子どもたちが地域環境に関心を持ち、地域と学校の絆をさらに高めるためには、子どもたちが地域社会と積極的に関わりを持つことが必要です。
- 子どもたちが自ら学校周辺の落ち葉などの清掃活動を行い、地域住民とともに緑化活動に参加するなど、子どもたちと地域とのつながりを高める活動を展開していきます。

③ 園芸福祉との連携

園芸福祉の推進

継続

■ 植物を育てる播種から収穫までのプロセスに幅広い年代の人々が参加して、植物と接し、栽培 する楽しみや喜びを共有する場を提供することを目指します。また、植物との触れ合いを通じ、 より豊かな暮らしやすい地域づくりを進めます。

④ 生物多様性に関する普及啓発

楽しむ生き物調査の実施

継続

- 身近な生物(例えばタンポポ、セミ、トンボ、ツバメ、カワセミなど)を、区の環境をあらわす指標生物として設定して、その分布などを把握するため、区民の方からの生き物情報受信体制を整えます。
- 定期的に情報整理を行うことでデータを蓄積し、経年変化の把握にも役立てます。
- 区民自らが、楽しみながら身近な自然環境の様子を把握することで、生き物や自然への関心が 高まることが期待できます。
- 生き物情報アプリ「バイオーム」の活用を推進します。

地域と連携した生物多様性の保全・拡充の推進

継続

- 公園や学校において、生き物の生息・生育環境の保全や再生を図るためのビオトープづくりなどを行い、地域と連携しながら生物多様性を実現していきます。
- 公園などに生息・生育する動植物を保全するため、生き物に配慮した公園や親水緑道、河川緑地などの維持管理を進めます。維持管理にあたっては、地域の方と連携していくことを目指します。

生態系に配慮した対策の充実

- 平成 20 (2008) 年に生物多様性基本法が制定され、エコロジカルネットワーク形成の視点から、都市部においてもみどりの保全や創出を進めていくことが求められています。
- 区内で自然改変を伴う事業を行う際に、生物多様性の保全のためにどのような点に配慮していくことが必要なのかが示されている東京都の「生物多様性に配慮した質の向上のための手引き」をもとに維持管理を進めます。

(6) 循環型社会の形成に向けた取組を広げます

① SDGsとの連携

SDGsと連携した意識啓発

新規

■ 「2030年の江戸川区(SDGs ビジョン)」や「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」の考えに基づき、SDGs の考え方やみどりを守り育てる大切さについて意識啓発を行います。具体的には、一人ひとりがみどりを大切にするためのアクションプランを検討するなど、各個人の取組により本区が目指す「ともに生きるまち」につながることを周知していきます。

② リサイクルの促進

樹木のリサイクルの促進

- 家の建て替えなどにより既存の緑が減少することを防ぎ、区民の緑化意識の醸成を図るために、樹木のリサイクルに取り組むことが大切です。そのために、寄贈樹制度を活用し、区民や事業者から不用となった樹木を受け入れて公共用地などの緑化に活用する取り組みを推進します。
- 剪定された枝や落ち葉を再利用してつくる「バイオネスト」の活用を進めます。バイオネストとは、剪定枝を丸く囲い編んだ鳥の巣のようなものの中に、落ち葉や草などを入れ、堆肥化させるためのものです。公園内で発生した落ち葉などを園内で利用して循環させることができたり、バイオネスト自体が生き物の棲み処となったり、様々な効果が期待されます。区民の方々と共にバイオネストを製作したり管理することで、環境学習、普及啓発も行っていきます。

二酸化炭素の吸収や固定量について

令和3年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画のポイントは以下の通りです。

森林·林業·木材産業による グリーン成長

森林を適正に管理し、林業・木 材産業の持続性を高めながら成 長発展させることで、2050カー ボンニュートラルも 見すえた豊かな社会

経済を実現!



森林資源の適正な管理・利用 循環利用を進めつつ、多様で健全 な姿へ誘導するため、再造林や複 層林化を推進。併せて、天然生林 の保全管理や国土強靱化、森林吸 収量確保に向けた取組を加速。



「新しい林業」に向けた取組の 展開

伐採から再造林・保育に至る収支 のプラス転換を可能とする「新し い林業」を展開。また、「長期に わたる持続的な経営」を実現。



木材産業の競争力の強化

外材等に対抗できる国産材製品の 供給体制を整備し、国際競争力を 向上。また、中小地場工場等は、 多様なニーズに応える多品目製品 の供給により、地場競争力を向上。



都市等における「第2の森林」 づくり

中高層建築物や非住宅分野等での 新たな木材需要の獲得を目指す。 木材を利用することで、都市に炭 素を貯蔵し温暖化防止に寄与。



新たな山村価値の創造

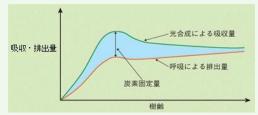
山村地域において、森林サービス 産業を育成し、関係人口の拡大を 目指す。また、集落維持のため、 農林地の管理・利用など協働活動 を促進。

これより、本区においても 2050 年のカーボンニュートラルの達成に向け、温室効果ガスの排出 削減や排出された二酸化炭素などをオフセット、相殺しておくことが必要になります。

そのため、本区においても各施策の実現により、二酸化炭素吸収・固定量を「見える化」し、数

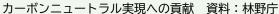
字で算出・表示することで各施策の効果や目標値を明確 にしていくことが望まれます。

林野庁によると、二酸化炭素の吸収には、地域や樹種、 樹木の年齢によって違いがあるとされています。さらに、 伐採した木材は二酸化炭素を貯蔵するため、建物の木造 化・内装の木質化を進めれば、都市にも炭素を貯蔵でき るものの、これらの算出には施策の具体的な内容を踏ま えることが必要になります。



資料:林野庁







基本方針3 みどりを創る

	<u> 方 針</u>	施策	事業
	「身近な公 園」を充実さ せます		・歩いて行ける公園の計画的な配置
			・公園ごとの特色を活かした整備
		歩いて行ける公園の 充実	・農とふれあう公園の整備
		元夫	・生き物にやさしい公園づくり
(7)			・循環型公園づくり
			・公園施設長寿命化計画の運用
		│ ◎ 既存公園のリフレッ	・誰もが利用できるやさしい公園づくり
		② シュ	・生態系に配慮したリニューアルや管理
			・誰もが健康・スポーツに親しめる環境づくり
	「特色ある 公園」、「拠点 となる公園」 を整備しま す		・拠点となる公園の整備
			・高規格堤防事業、スーパー堤防事業と合わせ た防災拠点整備
(8)		地域の拠点となる ① 公園・特色ある公園 の整備	・インクルーシブ公園整備、インクルーシブ遊 具の設置
(0)			・大規模公園におけるレクリエーションを体験 できる環境の充実
			・公園の整備や管理運営において、民間活力を 導入したにぎわい創出の仕組みづくり
		② 都立公園の整備	・篠崎公園や宇喜田公園の整備促進
	災害から暮 らしを守る まちづくり をします	がとみどりを活用し た防災まちづくり	・公園の高台化の推進
			・公園の防災施設の整備
(9)			・親水公園や緑道、街路樹による防災ネットワーク整備、都市計画道路の整備と併せた街路 樹の整備充実
			・防災船着場の活用、災害時の舟運活用に向け た検討
			・木造住宅密集地域における公園整備
			・グリーンインフラの整備
	公共用地や 民有地の緑 化を進めま す	① 公共用地の緑化推進	・街路樹指針に基づいた整備と管理
			・緑化指針による学校や公共施設の緑化
(10)		② 民有地の緑化推進	・緑化の充実
			・みんなの家に花いっぱい運動の推進
			・優良緑化への表彰制度の充実

	方 針	施策	事業
(11)	みどりのつ ながりを広 げます	水とみどりのネット ワーク形成、ヒート アイランド対策の推 進	・街路樹の整備
			・親水公園・親水緑道の管理、保全、改修方針 の検討
			・再開発によるネットワーク拠点の創出
			・水とみどりの拠点・軸・ネットワークの活用
			・風の道の形成
(12)	みどり豊か な水辺を創 ります	① 河川景観の向上	・さくらによる河川・堤防の修景
		② 水辺利用の促進	・親水公園・緑道や親水河川の利用促進
			・レジャーを楽しめる水辺環境づくり
			・水辺を活用したにぎわいの創出

(7) 身近な公園を充実させます

①歩いて行ける公園の充実

歩いて行ける公園の計画的な配置

継続

- 区内には、○箇所、○ha の公園が整備されています。また、これまで、公園が不足している地域において、新たな用地取得や開発指導による公園整備などを進めてきました。しかし、現状として公園が不足している地域が存在していることや、借地の公園に頼っている地域では相続などによる用地返還により新たな公園不足地域が発生する可能性があります。
- 今後は必要地域の優先順位を整理し、財政状況を勘案しながら計画的な公園整備を進めていくため、後述する公園配置方針などに基づいて、幅広い世代のニーズに対応する、歩いていける身近な公園の整備を推進します。

公園ごとの特色を活かした整備

継続

■ 新規の公園整備や既存公園の大規模な改修にあたっては、公園ごとの特色を活かし、バランスよく配置できるように取り組みます。また、自然の残る空地や路地の活用についても可能性を探っていきます。

農とふれあう公園の整備

継続

■ 既存の公園と農地が隣接している場合や、大規模な農地が取得可能な場合、農地を取得し、 農地として守りながら、既存の公園を活用して、区民の方々が花や野菜を育てることを通じ てコミュニケーションの図れる場の整備を検討していきます。

生き物にやさしい公園づくり

- 平成 20 (2008) 年に制定された生物多様性基本法を受けて、東京都において生物多様性地域 戦略が策定されました。生物多様性の確保という面においては、公園や学校などの公共のみど りは、その重要な拠点となります。
- 生物に触れる機会の少なくなった子どもたちにふれあいの場を提供し、実感する機会を創る ことは、将来の本区にとって非常に重要です。
- 公園の整備にあたっては、本来の自然環境も考慮した、生き物の生息環境となる空間の確保に 努めることとします。

循環型公園づくり

継続

- 木材には人の心を和ませる効果、吸湿吸音効果など快適な環境を創出する効果があり、特に遊具などに木材を使うことにより子どもたちが、木とふれあい木に親しむ体験をすることができます。
- 公園施設に、鶴岡市や安曇野市など友好都市の木材や、多摩産あるいは荒川源流の自治体の木材を使うことは新たな形の交流につながります。引き続き、多摩産材を樹木の控木などに活用します。

② 既存公園のリフレッシュ

公園施設長寿命化計画の運用

継続

■ 平成26(2014)年に策定した「江戸川区公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型管理を行うことで公園施設の寿命を延ばし、公園施設の安全性の確保、コストの縮減、平準化を図る維持補修を進めます。

公園施設長寿命化計画とは

長寿命化計画について

誰もが利用できるやさしい公園づくり

新規

- 幼児から熟年者まで、誰もが利用できる魅力あるやさしい公園づくりを進めます。
- 地域住民のライフスタイルに応じた公園の機能の充実やバリアフリーやユニバーサルデザインなどに配慮した整備やピクトサインの多言語化などを検討します。

生態系に配慮したリニューアルや管理

継続

- 公園のリニューアルに際しては、生物にやさしい環境づくり(バタフライガーデンやトンボ池 など)に取り組みます。
- 日常の維持管理においても、例えば草刈りの時期と回数を調整することで、昆虫の生息環境や 鳥の採餌空間を確保するなどの生態系に配慮した管理を推進します。こうしてできた生物の 生息できる草地では、観察会の開催、管理作業へのボランティアの参画など生き物を介した新 たなコミュニティの形成を目指します。

誰もが健康・スポーツに親しめる環境づくり

- スポーツ施設の新設・改修にあたっては、ユニバーサルデザイン化を推進し、施設利用者の利便性の向上を図ります。
- 公園の新設や改修に併せて、誰もが気軽に運動できる健康器具の設置を検討するなど、子どもから熟年者まで多世代が利用できる公園づくりに取り組みます。また、地域住民の意向を把握しながら、公園の運営を検討します。
- 健康の道や大規模公園などでは、気軽にウオーキングやジョギングを楽しむことができる環境の充実を図ります。

(8) 「特色のある公園」、「拠点となる公園」を整備します

① 地域の拠点となる公園・特色ある公園の整備

拠点となる公園の整備

継続

- 区内には、都立公園を除くと、面積が 5,000 ㎡を越える、大規模な地域の拠点となる公園が少ない状況です。
- 拠点となる公園が不足している地域では、人口動向や社会動向をふまえながら、学校用地や移転などによる工場跡地、未利用地などの活用を検討していきます。
- 既存公園に隣接する土地の取得、高規格堤防事業やスーパー堤防事業の機会をとらえた公園・緑地の整備などにより、地域の拠点となる公園の整備推進を図ります。
- 地域特性に応じて、Park-PFIなどによる民間活力の導入により、特色のある公園を目指します。

高規格堤防事業、スーパー堤防事業と合わせた防災拠点整備

継続

- 本区は陸域の7割がゼロメートル地帯であり、堤防が区民生活を守る生命線となっています。 こうした堤防を強化するため、国や都と連携し、沿川のまちづくりとともに高規格堤防やスーパー堤防整備を推進しています。高規格堤防やスーパー堤防は、防災性の向上と同時に親水性を高め、「川」と「まち」とをつなげ、水辺と調和する良好な環境の形成にもつながります。
- 高規格堤防やスーパー堤防整備にあわせて、大地震や洪水・高潮などの災害に対して安全な避難・救援の防災拠点整備を推進します。

インクルーシブ公園整備、インクルーシブ遊具の設置

新規

- 近年、インクルーシブ公園と呼ばれる、障害のある子もない子も一緒に遊ぶことができる遊び場の整備が進んでいます。インクルーシブ遊具は、車イスで登れるすべり台、背もたれのついたブランコなど、誰もが分け隔てなく遊ぶことができます。
- 本区でもインクルーシブ遊具を取り入れた公園整備の検討を進めます。

大規模公園におけるレクリエーションを体験できる環境の充実

新規

■ 大規模公園では、みどりを楽しみながら、スポーツやバーベキュー、散策など、気軽に様々なレクリエーションを体験できる施設整備や環境の充実を図ります。

公園の整備や管理運営において、民間活力を導入したにぎわい創出の 仕組みづくり

- 公園の整備や管理運営においては、民間活力を導入したにぎわい創出の仕組みづくりを進めます。
- 民間事業者と連携し、飲食店、売店などの便益施設からの収益を公園の整備・改修などへ活用する Park-PFI 制度の導入を検討し、推進します。

② 都立公園の整備

篠崎公園や宇喜田公園の整備促進

- 区内には5つの都立公園がありますが、そのうち篠崎公園と宇喜田公園は未開園の区域が多い状況です。
- 篠崎公園は、緑の拠点として「郷土の森」を創出する計画があり、野鳥の観察や住民参加により緑を育むエリアが計画されています。また、東京都地域防災計画において「大規模救出救助活動拠点」に位置づけられており、避難場所や広域の救援・復興活動の拠点として、極めて重要な役割を担っています。さらに、水害時にも安全に避難できる広場の高台化の整備及び避難動線の確保が計画されています。
- 大規模救出救助活動拠点に指定されている、環状七号線周辺の他の都立公園と比較して、篠崎 公園の整備率は低いことから、今後も東京都に整備促進を要請していきます。

(9) 災害から暮らしを守るまちづくりをします

①水とみどりを活用した防災まちづくり

公園の高台化の推進

継続

- 陸域の7割がゼロメートル地帯である本区は、洪水や高潮による水害の危機に絶えずさらされています。
- 公園の高台化は、水害時における一時避難場所や、物資輸送などの中継拠点としての機能を担うために大変重要です。
- 篠崎公園の整備計画においては、「震災時のみならず、水害時にも対応できるよう、公園に隣接する市街地とのつながりを考慮して、広場の高台化(A.P+6m)と避難動線の確保を図る」と位置づけられています。
- 今後も高規格堤防事業やスーパー堤防事業などと連携し、公園の高台化を図る整備を推進していきます。

公園の防災施設の整備

拡充

- 公園や緑地は、防災活動の拠点や震災時の延焼遮断帯、避難地として整備します。
- 公園内に雨水貯留施設やソーラー照明、災害時対応トイレやマンホールトイレ、かまどベンチ、 防災井戸などの設置や、防火性の高い樹木の植栽を行うなど、防災機能の充実を図ります。
- かまどベンチなどの防災施設が、災害時に効果を発揮できるように、町会などの防災訓練での 活用や申請による利用など、利活用のルールづくりも整備と同様に推進していきます。
- 農地に関しても防災農地として協定を結び、避難空間などとして活用を進めていきます。

親水公園や緑道、街路樹による防災ネットワーク整備、都市計画道路の整備と 併せた街路樹の整備充実

新規

- 親水公園・親水緑道は、延焼遮断帯や避難路としての防災空間機能、消火及び生活用水としての水利機能の充実を図ります。
- 都市計画道路の整備と併せて街路樹の整備充実を図ります。
- 親水公園・緑道、街路樹などの延焼遮断機能を活用し、みどりによる防災ネットワークを形成 します

防災船着場の活用、災害時の舟運活用に向けた検討

- 水上交通システムは、災害時に有効活用ができるため、既存の防災船着場(小松川リバーステーション)などの有効活用も含めて、施設管理者と連携しその導入を検討します。
- 防災船着場については、近隣区と連携し状況に応じた活用を検討します。

木造住宅密集地域における公園整備

新規

■ 木造住宅が密集する地域では、地区計画や密集住宅市街地整備促進事業などにより、生活道路のネットワーク化や細街路の拡幅・行き止まり道路の解消を図るとともに、公園や広場などのオープンスペースを確保します。

グリーンインフラの整備

- 近年、自然環境が有する多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」を通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めることが求められています。
- グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を活用するなどし、「グリーンインフラ」で持続可能なみどりあふれるまちづくりを目指します。
- 本区では、公園内に「雨庭」を整備し、降った雨を土の中にため、ゆっくりと地面にしみ込ませる取組を行っています。大雨が降った時、排水管に流す雨水を減らすことで、まちに水があふれるのを防ぎます。

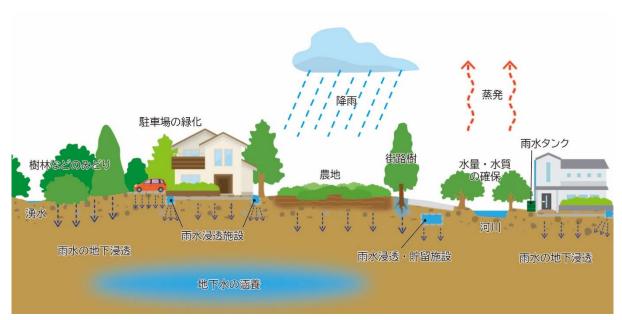


図 グリーンインフラが整備されたまちのイメージ

(10) 公共用地や民有地の緑化を進めます

① 公共用地の緑化推進

街路樹指針に基づいた整備と管理

継続

- 本区では、昭和50年代から60年代にかけて、多くの街路樹を植栽し、緑豊かな街路を整備してきました。
- 街路樹は、私達が日々の生活の中で移動空間として使用している道路に植栽されており、自然地や公園などに植栽された樹木とは生育環境が異なります。その中には、樹形の乱れにより景観を損ねたり、通行の支障になるなど、樹形の作り直しが必要なものもあります。また、道路にはライフラインが埋設され、柵・標識・信号などの安全施設が併設されている箇所もあります。こうした生育環境のなか、植栽後 20~30 年を経過する街路樹が、周辺の舗装を持ち上げて歩きにくくなっていたり、歩道の狭い路線に植栽した樹木が生長し大きく枝を張るなど、街路樹を取り巻く環境において様々な施設との競合が多くなり、将来形を念頭に置いた計画的な剪定が必要となっています。
- 緑の量の維持と質の向上を図るため、「新しい街路樹デザイン(平成 21 (2009) 年 4 月策定)」 に基づいた街路樹の整備や更新を推進しています。この方針に基づき、既存の街路樹について は、各路線の状況に合わせた効果的な樹形管理を行うために、路線別目標樹形を設定し、樹冠 (樹高)・枝張り・下枝を揃えるなど、統一感のある景観づくりを進めていきます。また、歩 道幅員や植樹桝の空間スケールと樹木の特性(枝や根の伸長など)を考慮しながら、周囲との 調和や将来の景観を見据えた街路樹の適切な維持管理を進めていきます。

緑化指針による学校や公共施設の緑化

- 学校や公営住宅、公共施設などは、敷地や建物の規模の大きなものが多く、その緑化を進めることは、緑の量を確保できるだけでなく、子どもたちへの環境学習への活用など、多くの効果が期待できるため、地域のシンボルやモデルとなる緑化を行うことが必要です。
- 施設単位で緑化を行うだけではなく、周囲の街路や地域のみどりとの調和を図りながら(例えば隣接街路樹の植栽にあわせた樹種の選定など)今ある緑の維持管理や改築時の緑のあり方(改修の手順、既存樹木の有効活用、新たな植栽の方針など)に関する基本的な考え方の指針を定め、緑化を推進します。

② 民有地の緑化推進

緑化の充実

継続

- 都市部では、公園の整備などによる公的空間での緑の確保には限界があり、市街地の大半を占める民有地の緑化を推進することが重要です。
- 本区では、「住宅等整備基準条例」に基づいて、一定規模以上の開発に対して敷地の緑化を推進してきました。また、景観法による景観条例や景観地区、地区計画指定により、緑の都市景観形成を進めています。
- 民有地の緑化をより確実に進めていくために、都市緑地法により緑化を義務づける「緑化地域制度」の導入について研究・検討していきます。

みんなの家に花いっぱい運動の推進

継続

- 心をこめて草花を育てたり、庭づくりを楽しんでいる方たちが、花や緑を通じて互いにふれあい、その輪が広がっていくことが、美しいまちづくりにつながります。
- これまでの区民主体の「花のまちづくり」「景観まちづくり」活動を踏まえて、花や緑を育てる喜びや美しく飾る楽しさを地域で共有する"みんなの家に花いっぱい運動"のさらなる普及啓発を目指し、活動を推進します。

優良緑化への表彰制度の充実

継続

■ 質の高い民有地の緑化を進めるためには、緑化に対する関心・意欲を高めるための取組が重要です。そこで、まちを元気にする活動や地域らしさを活かした建築物を表彰する「景観まちづくり賞」において、緑化のみならず、周辺環境と調和し、特に優れた景観を創出したと認められる建築物や工作物などを表彰します。また、受賞した作品は区のホームページに掲載するなど、さらなる緑化の推進に寄与することを目指します。

(11) みどりのつながりを広げます

① 水とみどりのネットワーク形成、ヒートアイランド対策の推進

街路樹の整備

継続

- 区内には、すでに○万○千本もの街路樹が整備されており、美観の調和やランドマークとして 景観を形成することにより、まちの風格を高めています。
- 街路樹はヒートアイランド現象の抑制や大気浄化など環境面の保全効果や、水辺や公園などをつなぎ鳥類や昆虫などの移動路としての役割も果たします。
- みどりのつながりを広げ、都市の生物多様性の確保を図るためにも、公園や緑地の保全と共に 街路樹や緑道などの整備による水と緑のネットワークの形成を推進します。
- 都市計画道路の整備や区画整理事業、街路樹の更新時期に合わせ、必要な機能に見合った樹種 選定や植栽環境の改善など、街路樹のさらなる充実を図ります。

親水公園・親水緑道の管理、保全、改修方針の検討

継続

- 区内の親水公園・親水緑道の中には、整備されてから長い年月が経過し、舗装や施設の全面的な見直しが必要な時期にきている路線もあり、今後の維持管理の方向性を定める必要があります。
- 本区の緑化の歴史を語る親水公園・親水緑道は、時代を象徴する石積みや多自然型護岸などの 各路線の特徴を生かしつつ効率的に維持管理をするための工夫が求められています。
- 整備当初のコンセプトと時代ニーズの変化、区民の意見を踏まえながら、維持管理や保全・改修のための方針検討を行うこととします。

再開発によるネットワーク拠点の創出

拡充

- JR小岩駅周辺では市街地再開発事業などのまちづくりが進んでおり、誰もが楽しみ満足できる商業環境と、都市の魅力を満喫できる住環境を整えたにぎわいのある「小岩らしい」景観形成を図るため、景観地区に指定されています。
- JR平井駅北口では、市街地再開発事業によるまちづくりが進んでいます。これに合わせ、「平井五丁目駅前地区地区計画」を策定し、良好な駅前環境を創出するため、緑地の確保や広場の整備、屋上緑化などの敷地内緑化を推進することとしています。
- 地域の玄関口として、敷地内のみどりやオープンスペースの充実、商業施設によるにぎわいの 創出を図り、良好なまちなみ景観、ネットワーク拠点を形成します。
- 市街地再開発事業などのまちづくりの機会を捉えて、良好な景観を誘導し、防災広場や帰宅困 難者が一時的に滞在できる施設の整備を促進します。

水とみどりの拠点・軸・ネットワークの活用

新規

- 河川空間を活かしたにぎわいを支える施設として、飲食・売店などの利便施設や休憩施設、交流施設などの設置を検討します。また、水辺や公園などの公共空間を芸術・文化活動の場として活用できる仕組みを検討します。
- 大規模な公園である篠崎公園、宇喜田公園、大島・小松川公園、総合レクリエーション公園を「みどりの拠点」として位置づけ、各公園がもつ機能の特長を活かし、多様な機能で自然に親しむことができる空間形成を進めます。
- 荒川・中川、江戸川・旧江戸川、新中川、旧中川、新川を「水とみどりの軸」として位置づけ、 生態系の保全や水辺に親しむことができる環境を充実するとともに、観光資源としても活用 し、水辺を活かしたにぎわいを創出します。
- 生活に密着した身近な水辺空間である親水公園・親水緑道は、「水とみどりの生活軸」として 位置づけ、水辺環境を活かして、四季の彩りを楽しめる環境の形成を図ります。
- 拠点と軸を緑道や街路樹などの連続したみどりで結ぶことによって、回遊性のある、アメニティ性の高い都市環境を創出します。ネットワークの不足する地域の整備や軸と隣接する公園、公有地・民有地とも連携し、水とみどりの総合的な環境を充実させます。

風の道の形成

- 河川と市街地内の公園・緑地を親水公園・親水緑道、街路樹などでネットワーク化することにより「風の道」の形成に努めます。また、緑陰空間の連なりを創出することで、夏季の暑さの緩和に努めます。
- 道路の整備・更新にあたっては、透水性舗装など環境に配慮した道づくりを進めます。

(12) みどり豊かな水辺を創ります

① 河川景観の向上

さくらによる河川・堤防の修景

継続

- 区内には、1万5千本のさくらが植えられており、多くの名所があります。
- 小松川千本桜や新川千本桜はその代表であり、今後もさくらの植栽による修景を進め、河川景 観の向上を図っていきます。
- 整備されたさくら並木には、「えどがわ桜守」のボランティア参加などを促し、区民の方と協 働で守り育てていきます。

② 水辺利用の促進

親水公園・緑道や親水河川の利用促進

継続

- 区内には、総延長が約27kmにも及ぶ親水公園や親水緑道が整備されています。また、旧中川や新川の親水河川化にも取り組んできました。今後は、こうした区内にネットワークされた水辺空間へのユニバーサルデザインに基づいたベンチやサインの充実を図ります。
- 水上スポーツの場や観光資源、自然観察や歴史との触れあいの場として区民とのパートナー シップのもと、水辺環境の充実、利用の促進に努めていきます。

レジャーを楽しめる水辺環境づくり

新規

■ カヌー・スラロームセンターは、様々な水上スポーツ・レジャーを楽しめる施設としての活用 や葛西臨海公園・葛西海浜公園との連携によるにぎわいの創出を促進します。また、新左近川 親水公園と連携しながら、水上スポーツの拠点を形成します。

水辺を活用したにぎわいの創出

- 江戸川・旧江戸川沿川は、ポニーランド、江戸川水閘門、スポーツランド、水辺のスポーツガーデン、サイクリングロード、親水緑道など多様な資源の連携や、沿川における公園の新設・再整備などにより、新たなにぎわいの創出を図ります。
- 旧中川では、大島・小松川公園や建築物との調和を図り、水上スポーツなど水辺利用を進め、 にぎわいの創出を図ります。
- 新川では、沿川の市街地と一体性のある整備を促進するとともに、歴史性を活かした景観形成 や千本桜を活かして、観光も含めたにぎわいの創出を図ります。
- 新左近川親水公園では、総合レクリエーション公園再整備の一環として、水辺のにぎわいを 生み出すエントランス広場などを整備しにぎわいの創出を図ります。

第5章 地域別計画

- 1. 小松川·平井地域
- 2. 中央地域
- 3. 葛西地域(北部)
- 4. 葛西地域(南部)
- 5. 小岩地域
- 6. 鹿骨地域
- 7. 東部地域

第6章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制

本区は、これまで区民、事業者、区が一体となった地域力により、水とみどりの豊かな住環境の形成や地域のにぎわいづくりなどに取り組んできました。

本計画で掲げたみどりの将来像を実現していくためには、区民、事業者、区が相互に連携・協力していくことが必要です。

(1) 区民の役割

区民とは、区民一人ひとり、町会・自治会、ボランティア団体のことをいいます。 区民は、身近な花やみどりを守り、育て、創る主体です。

一人ひとりの思いを行動にうつし、まちに広げていくことが大切です。

身近なみどりに目を向け、地域の課題を認識し、地域のみどりづくりに参加して区民相互のつながりを深めるなど、様々な活動に積極的に参加することで、「みどりを守る」「みどりを育む」「みどりを創る」ことに貢献することを期待します。

(2) 事業者の役割

事業者とは、区内において開発や建築行為などの事業を行う主体をいいます。

事業者は、地域社会の一員としてみどりへの関心を高め、責務の一つとして地域に貢献できるみどりづくりの活動に参画することが求められています。

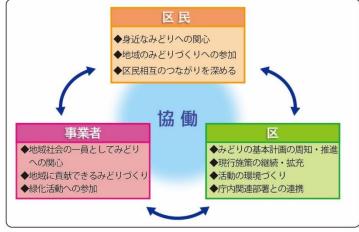
ルールに基づいた民有地の緑化のみならず、資材・人材や資金援助、緑化活動への参加など、 みどりのまちづくりを担う一員として積極的に係わっていただくことを期待します。

(3) 区の役割

区は、「江戸川区みどりの基本計画」に基づいて、みどりの施策を進めるための実施体制を 充実させるとともに、みどりに関わる各部署が連携のうえ、現行施策の継続・拡充はもとより、 新たな施策の早期着手に取り組みます。

同時に、区民や事業者の活動を促す環境づくりに努め、区民の自主的な活動への支援などに ついても積極的に行っていきます。

また、新たな発想のもとに「みどりを守る」「みどりを育む」「みどりを創る」ことを推進していきます。



2. 計画の進行管理

(1) 基本的な考え方

本計画は、概ね10年後のみどりの将来像の実現に向けた方針、施策を定めています。

ただし、その内容は本区を取り巻く社会情勢の変化などに応じ、適切に見直す必要があります。実施施策は庁内の各組織の連携・協力が重要であり、効果的かつ効率的な施策を展開するため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクルにより進行管理を行います。



(2) 進捗状況の点検と見直し

実施施策の進捗状況については随時点検を行います。ただ、本計画の成果が得られるまでには一定の期間を要するため、社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて適切に見直しを行っていくこととします。